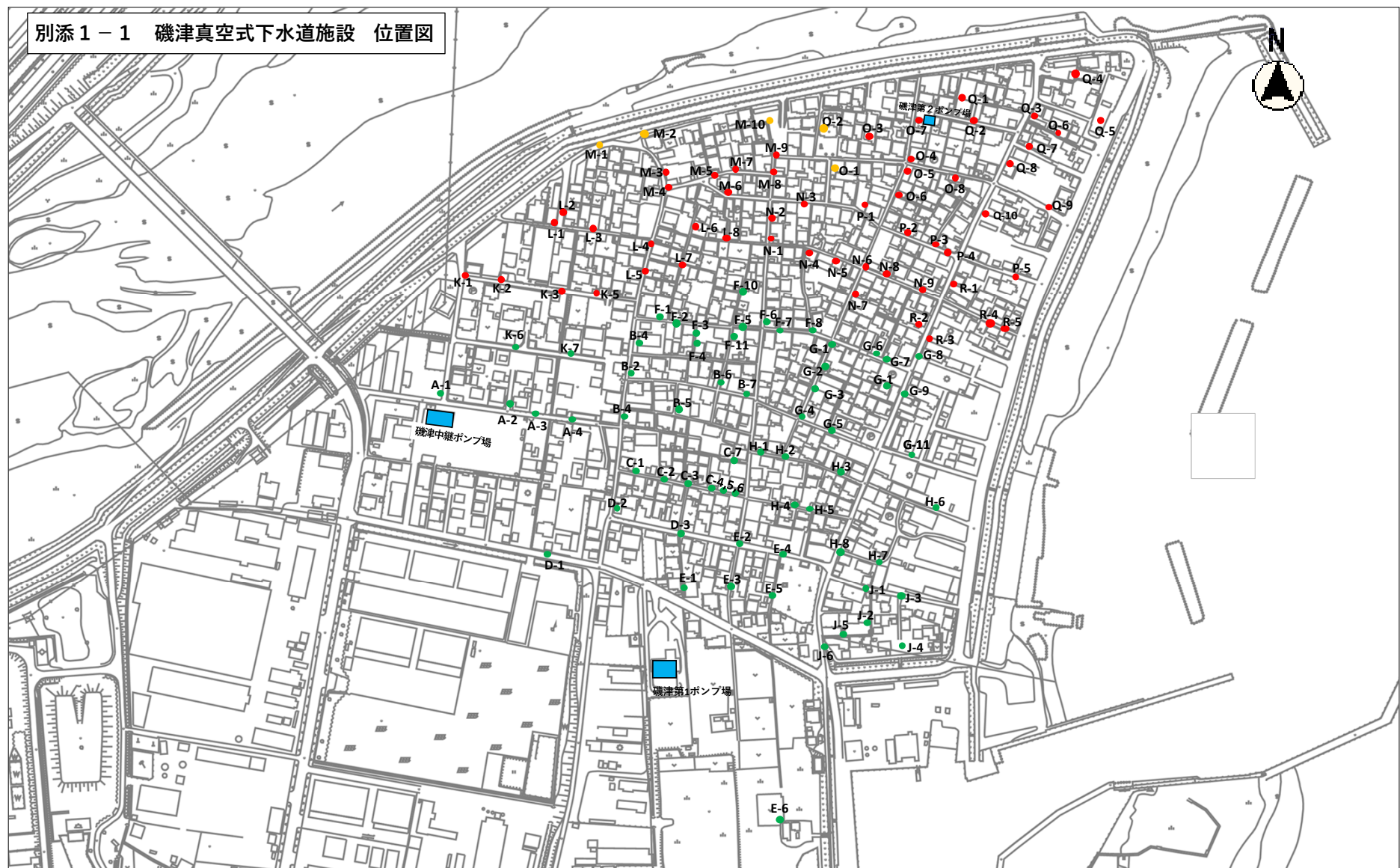
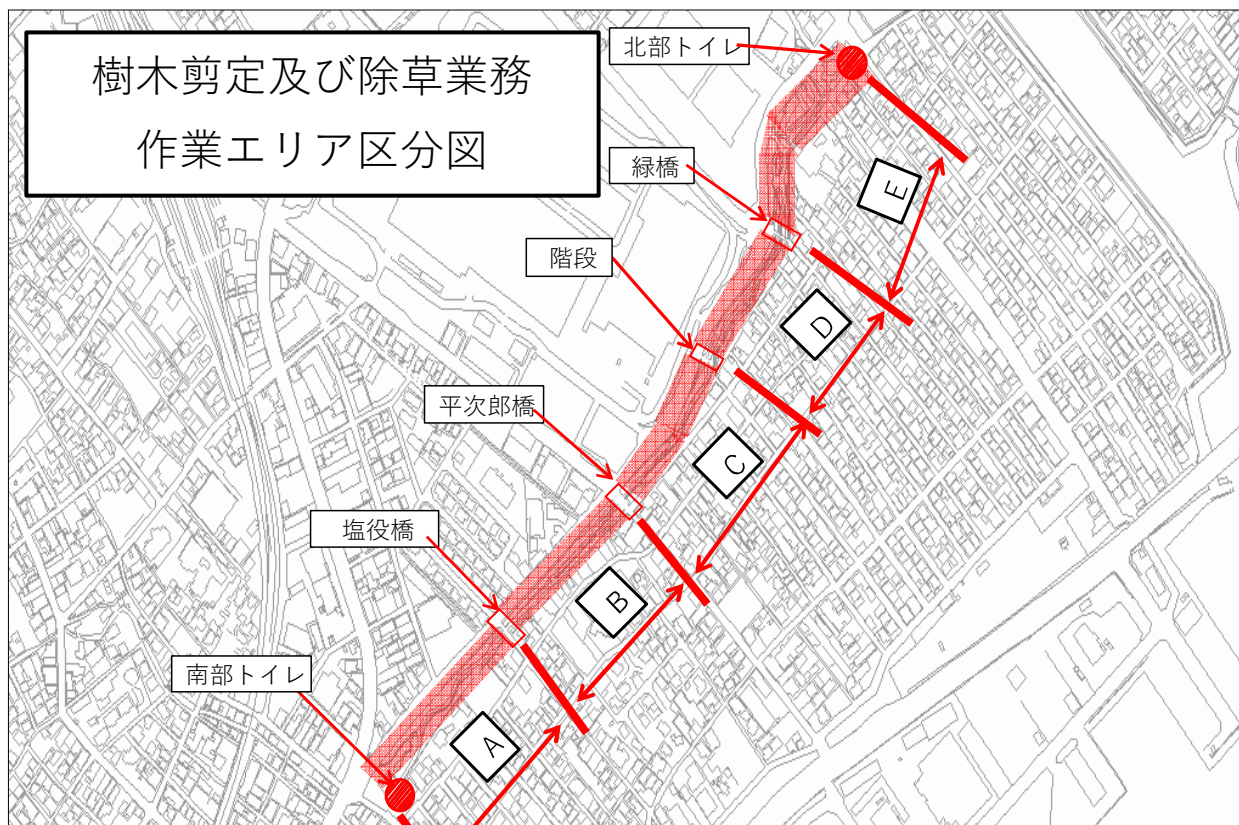


要求水準書別添様式 目次

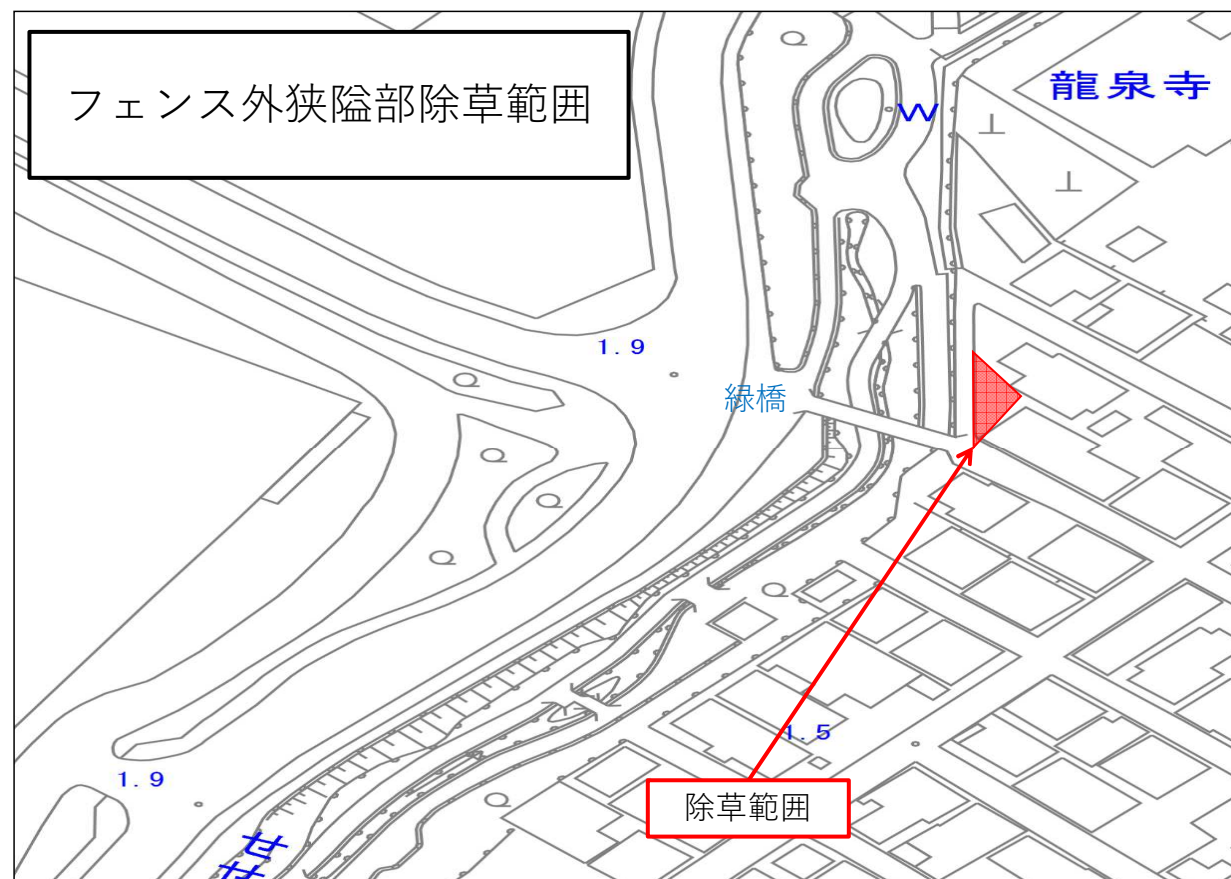
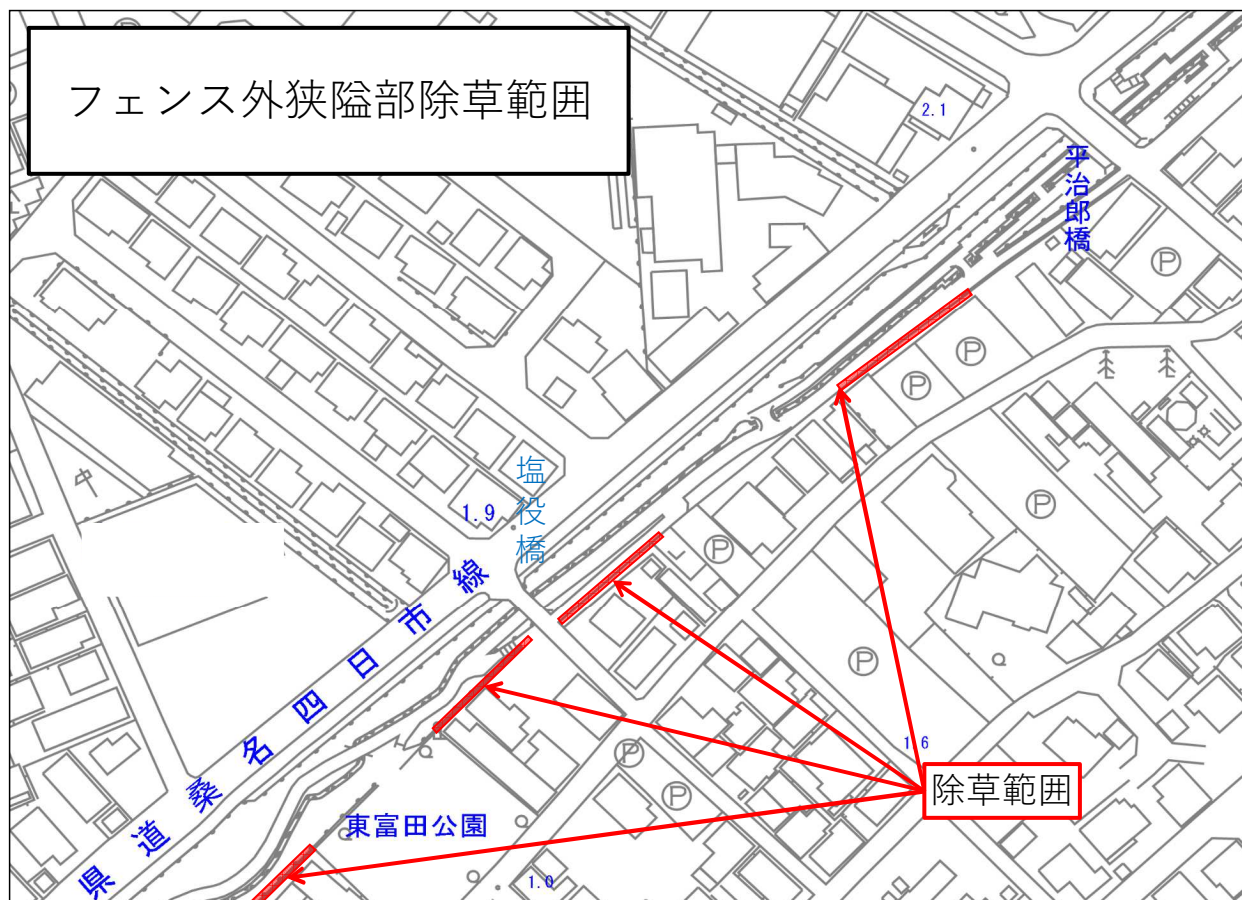
別添●—●	名 称	ページ
別添 1－1	磯津真空式下水道施設 位置図	2～
別添 1－2	水と緑のせせらぎ広場 業務範囲図	3～
別添 2－1	自主点検機器一覧表	5～
別添 2－2	日永浄化センターほか 47 施設清掃管理基準	6～
別添 2－3	メーカー点検一覧表	7～
別添 2－4	オイル及び冷却水等 数量・仕様等一覧表	11～
別添 2－5	法定点検業務一覧表	13～
別添 3－1	監視制御設備点検業務 監視制御装置点検対象機器及び実施時期	14～
別添 3－2	監視制御設備点検業務 PLC、RIO 点検対象機器及び実施年度	15～
別添 3－3	監視制御設備点検業務 VVVF 装置点検 対象機器及び実施時期	20～
別添 3－4	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容①	21～
別添 3－5	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容②	25～
別添 3－6	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容③	33～
別添 3－7	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容④	34～
別添 3－8	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容⑤	37～
別添 3－9	ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジン及び発電装置等点検業務 メーカー別点検内容⑥	39～
別添 3－10	蓄電池設備定期点検業務 各施設蓄電池仕様及び点検基準値	42～
別添 4－1	水質等測定業務 水質等試験項目一覧表（1）	43～
別添 4－2	水質等測定業務 水質等試験項目一覧表（2）、（3）	45～
別添 4－3	水質等測定業務 各種試験方法及び数値の取り扱い	46～
別添 4－4	下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務 保安管理業務事業所一覧	47～
別添 4－5	下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務 保安管理業務の細目及び基準	48～
別添 4－6	下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務 「みなし設置者」の確認書	55～
別添 4－7	消防用設備等点検業務 機場消防用設備（参考）	56～
別添 4－8	地下重油タンク点検業務 対象施設一覧表及び点検項目表	60～
別添 6－1	ユーティリティ（電気、電話、水道、薬品、燃料等）の調達業務 年間使用量及び年間費用	61～
別添 6－2	活性炭 数量・仕様・交換時期等一覧表	64～



水と緑のせせらぎ広場業務範囲図



水と緑のせせらぎ広場業務範囲図



別添 2－1 自主点検機器一覧表

施設箇所	法定自主点検主要設備・機器	点検頻度
日永浄化センター第2系統	N0. 1～3遠心脱水機	1回/年
	スカムカゴ用電動チェーンブロック	1回/年、1回/月、作業前
日永浄化センター第3系統	N0. 1～2遠心脱水機	1回/年
	自家発用空気槽	1回/年
	薬品コンテナ吊上用チェーンブロック	1回/年、1回/月、作業前
	汚水ポンプ吊り上げ装置（南部系）	1回/年、1回/月、作業前
日永浄化センター第4系統	No. 1 空気槽	1回/年
	機器吊上げ機	1回/年、1回/月、作業前
橋北ポンプ場	自家発用空気槽	1回/年
	N0. 5～6雨水ポンプ用空気槽	1回/年
	ポンプ棟用天井走行クレーン	1回/年、1回/月、作業前
納屋ポンプ場	N0. 2～3雨水ポンプ用空気槽	1回/年
阿瀬知ポンプ場	N0. 2～4雨水ポンプ用空気槽	1回/年
	N0. 4汚水ポンプ用空気槽	1回/年
常磐ポンプ場	No. 3 ～No. 6 雨水ポンプ用空気槽	1回/年
	20/5トン天井クレーン	1回/年、1回/月、作業前
智積ポンプ場	2. 8t電動チェーンブロック	1回/年、1回/月、作業前
高砂ポンプ場	自家発用空気槽	1回/年
	N0. 2雨水ポンプ用空気槽	1回/年
	門型クレーン	1回/年、1回/月、作業前
中央ポンプ場	2. 8t電動チェーンブロック	1回/年、1回/月、作業前
	揚水ポンプ吊り上げ用電動ホイス	1回/年、1回/月、作業前
南部第1中継ポンプ場	し渣引上げ用ホイス	1回/年、1回/月、作業前
南部第2中継ポンプ場	ポンプ引上げ用電動ホイス	1回/年、1回/月、作業前
	機器搬出入ホイス	1回/年、1回/月、作業前
波木汚水中継ポンプ場	汚水ポンプ吊上装置（1. 0 t）	1回/年、1回/月、作業前
	機器搬入用吊上装置（1. 0 t）	1回/年、1回/月、作業前
中央通り貯留管排水施設	ポンプ吊上げ用チェーンブロック	1回/年、1回/月、作業前
阿瀬知雨水1号幹線排水施設	電動チェーンブロック式天井クレーン	1回/年、1回/月、作業前
浜田通り貯留管排水施設	スクリーン吊上装置（2. 0 t）	1回/年、1回/月、作業前
	機器搬出入用吊上装置（2. 5 t）	1回/年、1回/月、作業前

注記1) クレーンの作業前点検は、受託者が使用する場合とする。

2) 法定自主点検の点検表は通常の1ヶ月点検とは別に専用の点検表にて記載する。

3) 5 t 以上の天井クレーンの1回/年点検は荷重試験を除く。

施設名	場所	事務室	便所 湯沸室	玄関ホー ル	会議室 宿直室	階段	廊下	監視室	電気室	発電機室	脱水機室	その他 機械室	ポンプ室	原動機室	管廊	屋上	屋外・ 敷地周囲
・浄化センター （日永浄化センター第２系統（管理棟））	床掃除	週１	週１	週１	週１	週１	週１	週１	月１	月１	月１	月１					
	床ワックス清掃	半年１		半年１	半年１	半年１	半年１	半年１									
	衛生陶器清掃		週１														
	エアコンフィルター清掃	月１			月１			月１	月１								
	電気盤換気フィルター清掃							半年１			半年１	半年１					
	電気盤上部、内部清掃							半年１			半年１	半年１					
	電気配線ビット清掃							年１			年１	年１					
	機械装置清掃							週１	週１	週１	週１	週１					
	配管類上部清掃、配管ビット清掃							年１	年１	年１	年１	年１					
	窓掃除（内側のみ）	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１					
	施設周辺側溝の清掃及び側溝周辺の除草														半年１		
・浄化センター （日永浄化センター第３系統、 日永浄化センター第４系統（分水人孔含む）） ・中継ポンプ場 （橋北ポンプ場（滞水池含む）、納屋ポンプ場（滞水池含む）、 阿瀬知ポンプ場、常磐ポンプ場（落合バイパス流入口含む）） ※橋北ポンプ場は進入路含む ・小規模中継ポンプ場 （智積污水中継ポンプ場、高砂ポンプ場（污水）、 中央ポンプ場（中央マンホールポンプ場制御盤廻り含む）、 泊汚水中継ポンプ場、采女污水中継ポンプ場、 南部第１污水中継ポンプ場、南部第２污水中継ポンプ場、 海山道污水中継ポンプ場（侵入道路を含む）、 波木污水中継ポンプ場、磯津中継ポンプ場） ・雨水ポンプ場 （朝日町ポンプ場、高砂ポンプ場（雨水）） ・合流改善用滞水池 （阿瀬知・常磐貯留管排水施設） ・その他施設 （諏訪公園雨水調整池、中央通り貯留管排水施設、 阿瀬知雨水１号幹線排水施設、浜田通り貯留管排水施設）	床掃除	週１	週１	月１	月１	年１	年１	週１	月１	月１	月１	月１	月１	月１	年１		
	床ワックス清掃			年１		年１	年１	年１									
	衛生陶器清掃		週１														
	エアコンフィルター清掃	月１			月１			月１	月１								
	電気盤換気フィルター清掃							半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１		半年１
	電気盤上部、内部清掃							半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	年１
	電気配線ビット清掃							年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１
	機械装置清掃							週１	週１	週１	週１	週１	週１	週１	週１		
	配管類上部清掃、配管ビット清掃							年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１		
	窓掃除（内側のみ）	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１	年１		
	施設周辺側溝の清掃及び側溝周辺の除草										半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１	半年１
	除草・剪定																年３（目安）
・地下ポンプ場 （富田浜元地下ポンプ場、富田浜元第２地下ポンプ場、 富田浜地下ポンプ場、富田浜第２地下ポンプ場、 茂福北村地下ポンプ場、三滝通り第１地下ポンプ場、 三滝通り第２地下ポンプ場、本町地下ポンプ場、 浜田地下ポンプ場、八剣地下ポンプ場、新正地下ポンプ場、 大井の川地下ポンプ場、塩浜地下道地下ポンプ場、 磯津第３地下ポンプ場、磯津第６地下ポンプ場、 小倉新田地下ポンプ場、吉崎地下ポンプ場、 富田浜元町２８区画地下ポンプ場、安島地下ポンプ場、 納屋運河地下ポンプ場） ・その他施設 （富田二丁目雨水調整池、富田四丁目雨水調整池、 別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池）	電気盤換気フィルター清掃								半年１								半年１
	電気盤上部、内部清掃								年１								年１
	電気配線ビット清掃								年１								年１
	機械装置清掃								年１								
	配管類上部清掃、配管ビット清掃								年１								
	施設周辺側溝の清掃及び側溝周辺の除草																半年１
	除草・剪定																年２（目安）

別添2-3 メーカー点検一覧表						点検年度					
設置年	別紙No.	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
監視制御装置点検業務											
日永浄化センター											
2018	3-2	監視制御装置	明電舎		2系・3系・4系 OPS-5000	1年	○	○	○	○	○
回転機械等点検業務											
日永浄化センター 第2系統											
2018	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
1991	3-4	No.1 遠心脱水機	西原環境		要求水準書別紙参照	5年	○				
1992	3-4	No.2 遠心脱水機	西原環境		要求水準書別紙参照	5年	○				
1993	3-4	No.3 遠心脱水機	西原環境		要求水準書別紙参照	5年	○				
1974	3-5	No.1 ブロワ	IHI		要求水準書別紙参照	5年	○				
1974	3-5	No.2 ブロワ	IHI		要求水準書別紙参照	5年	○				
1977	3-5	No.3 ブロワ	IHI		要求水準書別紙参照	5年	○				
1977	3-5	No.4 ブロワ	IHI		要求水準書別紙参照	5年	○				
1974	3-5	集中給油装置	IHI		要求水準書別紙参照	5年	○				
日永浄化センター 第3系統											
1984	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ダイハツ		要求水準書別紙参照	5年					○
2014	3-4	No.1 遠心脱水機	西原環境		要求水準書別紙参照	5年					○
2014	3-4	No.2 遠心脱水機	西原環境		要求水準書別紙参照	5年					○
工事中	3-5	No.1 ブロワ (令和9年度から稼働予定)	新明和		要求水準書別紙参照	5年					○
工事中	3-5	No.2 ブロワ (令和9年度から稼働予定)	新明和		要求水準書別紙参照	5年					○
工事中	3-5	No.3 ブロワ (令和9年度から稼働予定)	新明和		要求水準書別紙参照	5年					○
1995	3-5	No.4 ブロワ	宇野澤組		要求水準書別紙参照	5年					○
2022	3-5	No.5 ブロワ	宇野澤組		要求水準書別紙参照	5年					○
日永浄化センター 第4系統											
2013	3-3	自家用発電機用ガスタービン	川崎重工業		要求水準書別紙参照	5年	○				
2013	3-5	No.1 ブロワ	三井三池 (IHI)		要求水準書別紙参照	5年	○				
2013	3-5	No.2 ブロワ	三井三池 (IHI)		要求水準書別紙参照	5年	○				
2025	3-5	No.3 ブロワ	新明和工業		要求水準書別紙参照	5年	○				
橋北ポンプ場											
2018	3-3	No.5 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
2020	3-3	No.6 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
1996	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー：日立		要求水準書別紙参照	5年	○				
1992	3-3	No.7、8 ポンプ用発電機ディーゼルエンジン	日立：小松		要求水準書別紙参照	5年	○				
納屋ポンプ場											
1998	3-3	No.2 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
1997	3-3	No.3 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
2016	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年	○				
阿瀬知ポンプ場											
1997	3-3	No.2 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
1998	3-3	No.3 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
1999	3-3	No.4 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
1997	3-3	No.4 ディーゼルエンジン (汚水)	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
2023	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
2000	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	日立：小松		要求水準書別紙参照	5年					○
常盤ポンプ場											
1997	3-3	No.3 ディーゼルエンジン	ダイハツ		要求水準書別紙参照	5年					○
1999	3-3	No.4 ディーゼルエンジン	ダイハツ		要求水準書別紙参照	5年					○
2010	3-3	No.5 ディーゼルエンジン	ダイハツ		要求水準書別紙参照	5年					○
2024	3-3	No.6 ディーゼルエンジン	ダイハツ		要求水準書別紙参照	5年					○
1995	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	三菱		要求水準書別紙参照	5年					○
智積汚水中継ポンプ場											
1999	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	日産ディーゼル		要求水準書別紙参照	5年					○
中央ポンプ場											
1993	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	三菱重工業		要求水準書別紙参照	5年					○
泊汚水中継ポンプ場											
2001	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	日野自動車		要求水準書別紙参照	5年					○
采女汚水中継ポンプ場											
2006	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	日産ディーゼル		要求水準書別紙参照	5年					○
南部第1ポンプ場											
2019	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	三菱		要求水準書別紙参照	5年					○
南部第2ポンプ場											
2019	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	三菱		要求水準書別紙参照	5年					○
海山道汚水中継ポンプ場											
2001	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	いすゞ自動車		要求水準書別紙参照	5年					○
波木汚水中継ポンプ場											
2022	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
朝日町ポンプ場											
2014	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー：日立		要求水準書別紙参照	5年					○
2024	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー：日立		要求水準書別紙参照	5年					○
高砂ポンプ場											
2008	3-3	No.2 ディーゼルエンジン	ヤンマー		要求水準書別紙参照	5年					○
1990	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	ヤンマー：日立		要求水準書別紙参照	5年					○
八剣地下ポンプ場											
1991	3-3	自家用発電機用ディーゼルエンジン	日産ディーゼル		要求水準書別紙参照	5年					○

別添2-3 メーカー点検一覧表						点検年度					
設置年	別紙No.	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
日永浄化センター汚泥濃度計点検業務											
日永浄化センター 第2系統											
2011	3-6	初沈汚泥濃度計	JFE		型式：SD-40/CV-40 複合散乱光方式 測定範囲：0～5%	3年			○		
2010	3-6	供給汚泥濃度計	JFE		型式：SD-40/CV-40 複合散乱光方式 測定範囲：0～5%	3年			○		
2016	3-6	返送汚泥濃度計	明電舎		型式：SSD-321P 散乱光方式 測定範囲：0～10,000mg/L	3年			○		
日永浄化センター 第3系統											
2007	3-6	濃縮余剰汚泥濃度計	西原環境	超音波	型式：NU-S106 超音波減衰法 測定範囲：0～5%	3年			○		
2010	3-6	初沈汚泥濃度計	JFE		型式：SD-40/CV-40 複合散乱光方式 測定範囲：0～5%	3年			○		
2010	3-6	濃縮槽汚泥濃度計	JFE		型式：SD-40/CV-40 複合散乱光方式 測定範囲：0～8%	3年			○		
2010	3-6	返送汚泥濃度計	JFE		型式：SD-40/CV-40 複合散乱光方式 測定範囲：0～1.5%	3年			○		
日永浄化センター 第4系統											
2015	3-6	初沈汚泥引抜濃度計	明電舎		型式：SSL-101P 散乱光方式 測定範囲：0～5%	3年			○		
2015	3-6	No.1返送汚泥濃度計	明電舎		型式：SSL-101P 散乱光方式 測定範囲：0～2%	3年			○		
2024	3-6	No.2返送汚泥濃度計	明電舎		型式：SSL-101P 散乱光方式 測定範囲：0～2%	3年			○		
日永浄化センター全窒素・全りん計保守点検業務											
日永浄化センター第2系統											
2020	3-7	全窒素、全りん自動測定装置	島津製作所		要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第3系統											
2020	3-7	全窒素、全りん自動測定装置	島津製作所		要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第4系統											
2013	3-7	全窒素、全りん自動測定装置	堀場		要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センターDO計MLSS計UV計ORP計PH計 保守点検業務											
日永浄化センター第2系統											
2013	3-8	DO計MLSS計UV計			要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第3系統											
2013	3-8	DO計MLSS計UV計			要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第4系統											
2014	3-8	DO計MLSS計UV計ORP計PH計			要求水準書別紙参照	1年	○	○	○	○	○
蓄電池設備定期点検業務											
日永浄化センター第2系統											
2020	3-9	蓄電池盤 蓄電池	GSユアサ	SNS-150	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2023	3-9	直流電源盤 蓄電池	GSユアサ	SNS-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2018	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	SNSX-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第3系統											
1997	3-9	蓄電池盤（旧） 蓄電池	GSユアサ	AHH100SE	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2015	3-9	蓄電池盤（新） 蓄電池	GSユアサ	SNSX-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
日永浄化センター第4系統											
2013	3-9	直流電源盤 蓄電池	GSユアサ	SNSX-50	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2024	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	SNS-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
橋北ポンプ場											
2024	3-9	直流電源盤 蓄電池	エナジーウィズ	MSJ-150	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2021	3-9	自家用発電機 蓄電池	古河	HS-250E	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
納屋ポンプ場											
2011	3-9	直流電源盤 蓄電池	新神戸	MSJ-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2016	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	SNSX-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
阿瀬知ポンプ場											
2011	3-9	直流電源盤 蓄電池	新神戸	MSJ-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2021	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	HS-400E	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2018	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSEX-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
常盤ポンプ場											
2011	3-9	直流電源盤 蓄電池	GSユアサ	SNSX-100	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2020	3-9	自家用発電機 蓄電池	古河	MSE-200	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
智積汚水中継ポンプ場											
2021	3-9	直流電源盤 蓄電池	古河	MSE-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2019	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSEX-200	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
中央ポンプ場											
2019	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSEX-200	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
泊汚水中継ポンプ場											
2015	3-9	直流電源盤 蓄電池	古河	MSE-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2024	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSE-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
采女汚水中継ポンプ場											
2021	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSE-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
南部第1汚水中継ポンプ場											
2024	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	HSE-80-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
南部第2汚水中継ポンプ場											
2024	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	HSE-80-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
海山道汚水中継ポンプ場											
2021	3-9	自家用発電機 蓄電池	古河	HSE-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
波木汚水中継ポンプ場											
2022	3-9	直流電源盤 蓄電池	エナジーウィズ	MSJ-50-12	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2022	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	MSE-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
朝日町ポンプ場											
2011	3-9	直流電源盤 蓄電池	GSユアサ	AHH40SE	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2024	3-9	自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	SNS-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
2014	3-9	常用自家用発電機 蓄電池	GSユアサ	SNSX-300	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
高砂ポンプ場											
2009	3-9	直流電源盤 蓄電池	新神戸	MSJ-100-6	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○
八剣地下ポンプ場											
2021	3-9	自家用発電機 蓄電池	古河	HS-200E	要求水準書別添3-10参照	1年	○	○	○	○	○

別添2-3 メーカー点検一覧表						点検年度					
設置年	別紙№	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
水位計等点検業務											
日永浄化センター 第2系統											
2013	3-10	汚水流入流量計	東京計器	超音波流量計	型式：UF-921G 2側線測定型 口径：1500mm 測定範囲：0～15000m ³ /h	3年			○		
2011	3-10	阿瀬知ポンプ場汚水流入流量計	東京計器	超音波流量計	型式：UF-921G 2側線測定型 口径：1000mm 測定範囲：0～4000m ³ /h	3年			○		
2016	3-10	第3系統流入量流量計	東京計器	超音波流量計	型式：UF-921G 2側線測定型 口径：600mm 測定範囲：0～2400m ³ /h	6年			○		
2011	3-10	初沈流入流量計	東京計器	超音波流量計	型式：UFT221A-2-D 2側線測定型 口径：700mm 測定範囲：0～5000m ³ /h	3年			○		
2011	3-10	次亜塩注入流量計（処理水消毒用）	アズビル	電磁流量計	型式：変換器MG610CZ-MH2G-1A1X-AJ、検出器MG611F-015PJ11KK3AAA-1-K 15mm 測定範囲：0～250l/h	3年			○		
2011	3-10	次亜塩注入流量計（高速ろ過用）	アズビル	電磁流量計	型式：変換器MG610CZ-MH2G-1A1X-AJ、検出器MG611F-015PJ11KK3AAA-1-K 15mm 測定範囲：0～250l/h	3年			○		
2017	3-10	高速ろ過放流量計	ノーケン	超音波式	型式：PLU2100F2 測定範囲：0～10000m ³ /h	3年			○		
2018	3-10	返送汚泥流量計	横河	電磁流量計	型式：変換器AXFA11G-D1-01、検出器AXF300G 300mm 測定範囲：0～1500m ³ /h	3年			○		
2018	3-10	余剰汚泥流量計	横河	電磁流量計	型式：変換器AXFA11G-D1-01、検出器AXF150W 150mm 測定範囲：0～200m ³ /h	3年			○		
2013	3-10	送水ポンプ井投込式水位計	愛知時計	投込	型式：変換器ET333、検出器3722-13 測定範囲：0～5m	3年			○		
2018	3-10	送水ポンプ超音波式流量計	ハイテック	超音波流量計	型式：SX40 測定範囲：0～2400m ³ /h	6年			○		
2018	3-10	着水井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7m	3年			○		
2016	3-10	ろ過水流量計	アズビル	電磁流量計	型式：変換器MG610CZ-MH2J-1B1X-J検出器MG611F-100EJ11LS3AAA 100mm 0～120m ³ /h	3年			○		
2011	3-10	初沈汚泥流量計	アズビル	電磁流量計	型式：変換器MG610CZ-MH2J-1A1X-J検出器MG611F-150EJ11LS3AAA 150mm 0～150m ³ /h	3年			○		
2018	3-10	放流流量計	JFE	堰高式流量計	型式：SL-180C 測定範囲：0～10000m ³ /h（投込式水位計）	1年	○	○	○	○	○
2018	3-10	高濃度汚水中継ビット水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		
2025	3-10	調圧水槽水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～5.7m	3年			○		
日永浄化センター 第3系統											
2016	3-10	雑排水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～9m	3年			○		
2016	3-10	返送汚泥ビット水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7m	6年			○		
2015	3-10	放流流量計	JFE	堰高式流量計	型式：SL-180C 測定範囲：0～3000m ³ （投込式水位計）	1年	○	○	○	○	○
2017	3-10	流入渠水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～10.3m	3年			○		
2017	3-10	南部系ポンプ井1水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～9m	3年			○		
2017	3-10	南部系ポンプ井2水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～9m	3年			○		
2015	3-10	No.1余剰汚泥貯留槽液位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	6年			○		
2015	3-10	No.2余剰汚泥貯留槽液位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	6年			○		
2015	3-10	No.1返流水槽水位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	6年			○		
2015	3-10	No.2返流水槽水位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	6年			○		
2015	3-10	No.1混合汚泥貯留槽	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	3年			○		
2015	3-10	No.2混合汚泥貯留槽	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	3年			○		
2025	3-10	No.1濃縮汚泥貯留槽液位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	3年			○		
2025	3-10	No.2濃縮汚泥貯留槽液位計	横河	差圧	型式：EJX210J 測定範囲：0～6m	3年			○		
2018	3-10	雑排水流量計	富士電機	超音波	型式：変換器F S H・検出器F S W 測定範囲：0～1500m ³ /h	3年			○		
日永浄化センター 第4系統											
2015	3-10	No.1ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～9m	3年			○		
2015	3-10	No.2ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～9m	3年			○		
2015	3-10	初沈スカムビット液位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7m	6年			○		
2015	3-10	終沈スカムビット液位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7m	6年			○		
2015	3-10	No.1放流ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～10m	3年			○		
2015	3-10	No.2放流ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～10m	3年			○		
2015	3-10	ろ過水槽水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～10m	6年			○		
2015	3-10	洗浄排水槽水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～10m	6年			○		
2015	3-10	塩素混和池流出流量計（放流流量計）	アズビル	流量計	型式：MG610CZ-MH2K-1B1X-J 測定範囲：0～4700m ³ /h	1年	○	○	○	○	○
2015	3-10	No.1原水ポンプ送水流量計	アズビル	流量計	型式：MG611F-100EJ11LS3AAA 測定範囲：0～50m ³ /h	3年			○		
2015	3-10	No.2原水ポンプ送水流量計	アズビル	流量計	型式：MG611F-100EJ11LS3AAA 測定範囲：0～50m ³ /h	3年			○		
2015	3-10	No.3原水ポンプ送水流量計	アズビル	流量計	型式：MG611F-100EJ11LS3AAA 測定範囲：0～50m ³ /h	3年			○		
2015	3-10	第3系統ろ過水槽送水量計	アズビル	流量計	型式：MG611F-080EJ11LS3AAA 測定範囲：0～50m ³ /h	3年			○		
2015	3-10	No.1次亜塩素注入量計	アズビル	流量計	型式：MG610CZ-MH2J-1B1X-J 測定範囲：0～120L/h	3年			○		
2024	3-10	No.2返送汚泥流量計	アズビル	流量計	型式：MG611FZ-300EG11LS3AAA-X-BK 測定範囲：0～800m ³ /h	3年			○		
橋北ポンプ場											
1996	3-10	流入渠水位計	川鉄	投込	型式：SL-130C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
1997	3-10	汚水ポンプ井水位計	川鉄	投込	型式：SL-130C 測定範囲：0～6m	2年			○		○
2023	3-10	雨水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	2年			○		○
2006	3-10	水中ポンプ井水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～8m	3年			○		○
2013	3-10	滞水池水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～15.8m	3年			○		
2018	3-10	雨水ポンプ井水位計	アズビル	差圧	型式：JTC929S-1E1WA21E-X2XXX-A2N1T1 測定範囲：0～6m	3年			○		○
納屋ポンプ場											
2002	3-10	流入渠水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～3m	6年					○
2012	3-10	No.1汚水井2水位計（東）	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2016	3-10	No.2汚水井2水位計（西）	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2016	3-10	No.1汚水井1水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～5m	3年			○		○
2016	3-10	No.2汚水井1水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～5m	3年			○		○
2016	3-10	No.1雨水井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2016	3-10	No.2雨水井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2002	3-10	吐出槽水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～6m	6年					○
2013	3-10	滞水池水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～8.9m	6年					○
2013	3-10	滞水池 No.1フラッシュタンク水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7.4m	6年					○
2013	3-10	滞水池 No.2フラッシュタンク水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～7.4m	6年					○
阿瀬知ポンプ場											
1992	3-10	流入渠水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～3m	3年			○		○
1992	3-10	No.1汚水水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～5m	3年			○		○
2000	3-10	No.2汚水水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～5m	3年			○		○
2000	3-10	No.1雨水水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～6m	3年					○
2002	3-10	No.2雨水水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2000	3-10	雨水吐出槽水位計	日立	投込	型式：ELR200 測定範囲：0～7m	6年					○
常磐ポンプ場											
2015	3-10	No.1汚水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2015	3-10	No.2汚水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2015	3-10	No.1雨水水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○
2015	3-10	No.2雨水水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年			○		○

別添2-3 メーカー点検一覧表						点検年度					
設置年	別紙№	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
落合バイパスゲート											
2015	3-10	除塵機上流水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年		○			○
2015	3-10	除塵機下流水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～6m	3年		○			○
2015	3-10	落合川外水位計	東京計装	超音波	型式：TLR3000 測定範囲：0～6m	3年		○			○
智積汚水中継ポンプ場											
2019	3-10	流入マンホール水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2025	3-10	流入マンホール水位計	愛知時計	投込	型式：ET333、検出器GMLP10 測定範囲：0～4m	3年			○		
中央ポンプ場											
2008	3-10	揚水ポンプ井水位計	東芝	投込	型式：AP3193 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2011	3-10	汚水ポンプ井(1池)投込水位計	JFE	投込	型式：SL-180 測定範囲：0～3m	3年	○				○
2024	3-10	汚水ポンプ井(1池)投込水位計	JFE	投込	型式：SL-180 測定範囲：0～3m	3年	○				○
2008	3-10	汚水ポンプ井(2池)水位計	東芝	投込	型式：AP3193 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2009	3-10	新中央 水位計	JFE	投込	型式：MWLS-6 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2009	3-10	No.1汚水送水流量計	東芝	流量計	型式：LF130MNBDDCCCE 電磁式 口径：250mm	3年	○				○
2009	3-10	No.2汚水送水流量計	東芝	流量計	型式：LF130NNUBDDCCCE 電磁式 口径：300mm	3年	○				○
泊汚水中継ポンプ場											
2001	3-10	流入渠水位計	川鉄	投込	型式：SL-130C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2001	3-10	ポンプ井水位計(投込式)	川鉄	投込	型式：SL-130C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
采女汚水中継ポンプ場											
2025	3-10	投込式水位計	愛知時計	投込	型式：ET333、検出器GMLP10 測定範囲：0～4m	3年			○		
2006	3-10	送水量計	富士電機	電磁式	型式：G1NAY1-YA020 200A	6年					○
南部1汚水中継ポンプ場											
2004	3-10	流入渠水位計	富士電機	投込	型式：FGK12BY3-111 測定範囲：0～7.5m	3年	○				○
2018	3-10	No.1ポンプ井水位計	富士電機	投込	型式：FGK12BY3-111 測定範囲：0～3m	3年	○				○
2018	3-10	No.2ポンプ井水位計	富士電機	投込	型式：FGK12BY3-111 測定範囲：0～3m	3年	○				○
南部2汚水中継ポンプ場											
2015	3-10	流入渠水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2018	3-10	ポンプ井水位計1	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2018	3-10	ポンプ井水位計2	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
海山道汚水中継ポンプ場											
2001	3-10	投込式水位計	JFE	投込	型式：SL-600C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
波木汚水中継ポンプ場											
2022	3-10	流入渠水位計	日立	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2022	3-10	No.1流入井水位計	日立	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2022	3-10	No.2流入井水位計	日立	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～6m	3年	○				○
2022	3-10	No.1ポンプ井水位計	日立	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2022	3-10	No.2ポンプ井水位計	日立	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～4m	3年	○				○
朝日町ポンプ場											
2015	3-10	No.1雨水水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2015	3-10	No.2雨水水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
2017	3-10	No.5雨水水位計	富士電機	投込	型式：FGK11BB3-211 測定範囲：0～5.5m	3年	○				○
2017	3-10	No.6雨水水位計	富士電機	投込	型式：FGK11BB3-211 測定範囲：0～5.5m	3年	○				○
2016	3-10	No.3、4、7雨水水位計	富士電機	投込	型式：FR011B 測定範囲：0～7m	3年	○				○
高砂ポンプ場											
2020	3-10	流入渠水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：T P-2m～+2m	6年					○
2009	3-10	雨水ポンプ井水位計(投込式)	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：T P-4～+2.8m	3年	○				○
2020	3-10	放流先水位計	JFE	投込	型式：SL-710C 測定範囲：T P-3～+3.55m	6年					○
2009	3-10	汚水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～4m	3年	○				○
三滝通り第1地下ポンプ場											
2011	3-10	ポンプ井水位計	JTEKT	投込	型式：TD-83000-005G 測定範囲：0～5m	3年		○			○
三滝通り第2地下ポンプ場											
2010	3-10	ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：ML-122 測定範囲：0～5m	3年		○			○
阿瀬知常盤貯留管排水施設											
2013	3-10	ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～14.68m	3年	○				○
2019	3-10	フラッシュタンク水位計	JFE	投込	型式：SL-852C 測定範囲：0～8.35m (水没型)	3年		○			○
諏訪公園雨水調整池											
2014	3-10	No.1雨水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～21m	3年		○			○
2015	3-10	No.2雨水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～21m	3年		○			○
1993	3-10	納屋1号幹線水位計	富士電機	超音波	型式：FQG1G01-Y 測定範囲：0～1.7m	3年		○			○
1993	3-10	納屋2号幹線水位計	富士電機	超音波	型式：FQHF3131-01 測定範囲：0～2.3m	3年		○			○
中央通り貯留管排水施設											
2009	3-10	No.1雨水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～19m	3年		○			○
2009	3-10	No.2雨水ポンプ井水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～19m	3年		○			○
2018	3-10	阿瀬知2号幹線水位計	フェロー	超音波	型式：LIU-330 測定範囲：0～1.8m	3年		○			○
阿瀬知雨水1号幹線排水施設											
2007	3-10	雨水水位計	JFE	投込	型式：SL-130C-01 測定範囲：0～20m	3年		○			○
浜田通り貯留管排水施設											
2022	3-10	立坑水位計	JFE	投込	型式：SL-180C 測定範囲：0～40.3m	3年		○			○
2022	3-10	貯留管水位計	JFE	投込	型式：ELR300 測定範囲：0～5.5m	3年		○			○

別添 2-4 オイル及び冷却水等 数量・仕様等一覧表

機器名			型式・仕様等
日永浄化センター 第2系統			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル190L・水139L CF級15W40
日永浄化センター 第3系統			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル		150L シェルリムラD#30
日永浄化センター 第4系統			
自家発電機用ガスタービン	オイル		66L シェルエーロシェルAST0500
橋北ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン500kVA	オイル		146L シェルリムラD#30
自家発電機用ディーゼルエンジン380kVA	オイル	冷却水	オイル29L・水58L シェルリムラD#30
No.5ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル120L・水149.5L シェルリムラDマルチ10W-30
No.6ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル120L・水149.5L シェルリムラDマルチ10W-30
No.5減速機	オイル		65L シェルリムラDマルチ10W-30
No.6減速機	オイル		65L シェルリムラDマルチ10W-30
納屋ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル190L・水323L CF級 15W-40
No.2ディーゼルエンジン	オイル		187L シェルリムラD#30
No.3ディーゼルエンジン	オイル		187L シェルリムラD#30
No.1減速機	オイル		46L シェルオマラ#100
No.2減速機	オイル		46L シェルオマラ#100
No.3減速機	オイル		46L シェルオマラ#100
阿瀬知ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン320kVA	オイル	冷却水	オイル58L・水33L シェルリムラD#30
自家発電機用ディーゼルエンジン500kVA	オイル	冷却水	オイル182L・水136L CF級 15W-40
No.2雨水ポンプ用ディーゼルエンジン	オイル		190L シェルリムラD#30
No.3雨水ポンプ用ディーゼルエンジン	オイル		190L シェルリムラD#30
No.4雨水ポンプ用ディーゼルエンジン	オイル		190L シェルリムラD#30
No.4汚水ポンプ用ディーゼルエンジン	オイル		190L シェルリムラD#30
No.2雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減40L・軸6L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#68
No.3雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減40L・軸6L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#68
No.4雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減40L・軸6L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#68
No.4汚水ポンプ用減速機	オイル		30L シェルオマラ#100
常磐ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル		オイル100L・水200L シェルリムラD#30
No.3ディーゼルエンジン	オイル		400L シェルリムラD#30
No.4ディーゼルエンジン	オイル		400L シェルリムラD#30
No.5ディーゼルエンジン	オイル		500L シェルリムラD#30
No.6ディーゼルエンジン	オイル		680L SAE 10W-30
No.1雨水ポンプ用軸受	オイル		18L シェルターボT#46
No.2雨水ポンプ用軸受	オイル		18L シェルターボT#46
No.3雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減280L・軸23L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#46
No.4雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減280L・軸23L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#46
No.5雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減70L・軸18L 減シェルオマラ#100・軸シェルターボT#46
No.6雨水ポンプ用減速機・軸受	オイル		減120L・軸25L 減SAE 10W-30・軸シェルターボT#46
智積汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル22L・水38L シェルリムラD#30

別添２－４ オイル及び冷却水等 数量・仕様等一覧表

機器名			型式・仕様等
中央ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル100L・水110L シェルリムラD#30
泊汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル20L・水24L シェルリムラD#30
采女汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル12L・水25L シェルリムラD#30
南部 1 汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル12L・水18L シェルリムラD#30
南部 2 汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル		12L シェルリムラD#30
海山道汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル20L・水20L シェルリムラD#30
波木汚水中継ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル35L・水31L CD級以上 15W-40
朝日町ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン（常用）	オイル	冷却水	オイル190L・水323L CF級 15W-40
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル		オイル190L・水315L CF級 15W-40
高砂ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル		30L シェルリムラD#30
No. 2 ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル38L・水24L シェルリムラD#30
No. 2 減速機・軸受	オイル		減20L・軸7L 減シェリリムラD#30・軸シェルターボT#68
八剣地下ポンプ場			
自家発電機用ディーゼルエンジン	オイル	冷却水	オイル24L・水60L ●●油種が不明：要記載

※交換は機器のメーカー点検時に行うこととするが、通常点検時に、オイル及び冷却水等の状態を確認し、必要に応じて交換を行うものとする。

※オイルの保管量は、関係法令を遵守した量とするが、施設の保管場所に格納できない場合は、保管量を調整すること。

別添 2-5 法定点検業務一覧表

別添 2 - 5 法定点検業務一覧表

						点検及び交換年度					
設置年	別紙No.	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
水質及びダイオキシン類等測定業務											
対象施設											
	4-1	要求水準書別紙 4 - 1 参照				1 年	○	○	○	○	○
下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務											
対象施設											
	4-2	要求水準書別紙 4 - 2 参照				1 年	○	○	○	○	○
消防設備等点検業務											
対象施設											
	4-3	要求水準書別紙 4 - 3 参照			消防法に基づく消防用設備等の点検	0.5 年	○	○	○	○	○
空調機と設備フロン類測定点検業務											
日永浄化センター第 4 系統											
	4-4	4 系ポンプ棟 高圧電気室（2 台）			パッケージエアコン 冷房 8.8kw+4.9kw	3 年	○				○
地下重油タンク点検業務											
日永浄化センター第 2 系統											
	4-5	自家用発電機用地下重油タンク			直径1,512mm,長さ5,034mm,容量：8,000L	3 年		○			
日永浄化センター第 3 系統											
	4-5	自家用発電機用地下重油タンク			幅2,300mm,高2,160mm,奥4,500mm,容量：1,500L	3 年	○			○	
日永浄化センター第 4 系統											
	4-5	自家用発電機用地下重油タンク			容量10,000 L	3 年		○			○
日永浄化センター焼却炉											
	4-5	地下重油タンク			容量30,000 L	3 年		○			○
橋北ポンプ場											
	4-5	地下重油タンク			鋼板製円筒型横置式,容量：15,000L	3 年		○			○
納屋ポンプ場											
	4-5	地下重油タンク			容量：10,000 L	3 年		○			○
常磐ポンプ場											
	4-5	地下重油タンク			容量：15,000 L	3 年		○			○
朝日町ポンプ場											
	4-5	地下重油タンク			容量：12,000 L	3 年		○			○
天井クレーン点検業務											
橋北ポンプ場											
	4-6	天井クレーン			15 t 電動式屋内型天井走行クレーン	2 年	○		○		○
常磐ポンプ場											
	4-6	天井クレーン			20 t 電動式屋内型式低速天井走行クレーン	2 年		○		○	

※ 1：周期は原則として、機器のメーカー点検時（1 回／5 年）に行うこととするが、第 2 回変更契約締結時点において既に定期交換済みのものについては、交換周期が 5 年より短くなる場合があるため、メーカー点検の際に、オイル及び冷却水等の状態を確認し、必要に応じて交換を行うものとする。

別添 3 - 1 監視制御装置点検 対象機器及び実施時期

系統	名称	実施年度 令和				
		9	10	11	12	13
場内	LCD監視制御装置(第2系統) 「2M-LCD01」			○		
	LCD監視制御装置(第2系統) 「2M-LCD02」			○		
	第4系統用LCD監視制御装置1 「LCD4」			○		
	第4系統LCD監視制御装置2 「ECD01」			○		
	監視操作PC(第3系統用) 「DSP1」			○		
	監視操作PC(第4系統用) 「PC01」			○		
場外	LCD監視制御装置 (場外系合流ポンプ所用)1「OM-LCD01」				○	
	LCD監視制御装置 (場外系合流ポンプ所用)2「OM-LCD02」				○	
	クライアントPC (上下水道局庁舎設置)				○	

○が記入された年度に、仕様書に記載された点検を行う

別添3-2 PLC、RIO点検対象機器及び実施年度

系統	場所	盤名称	機種	9	10	11	12	13
第2系統 受変電設備用 コントローラ	第2系統 管理棟1階 電気室	2系受変電設備コントローラ [2A-CTR01]	CPUユニット (ADC6000)			○		
			RIOユニット (RIO680)			○		
		各高圧配電盤 [RH02～09]	RIOユニット (IPMAT-S)			○		
		発電機引込 [RH03]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.1変圧器2次分電 [RL12]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.2変圧器2次分電 [RL13]	RIOユニット (RIO410)			○		
		照明主幹 [RL16]	RIOユニット (RIO410)			○		
		変換器盤 [AM01]	RIOユニット (RIO460)			○		
			RIOユニット (CC3500R)			○		
	中央ポンプ場	計装変換器盤 [TB-1]	RIOユニット (RIO440)			○		
第2系統 汚泥処理設備用 コントローラ	第2系統 管理棟1階 電気室	2系汚泥処理設備 コントローラ(1)[2D-CTR01]	CPUユニット (ADC6000)			○		
		2系汚泥処理設備 コントローラ(2)[2D-CTR02]	RIOユニット (RIO680)			○		
		各コントロールセンタ [DC03～08]	IPMAT-L			○		
		各コントロールセンタ [DC03～08]	IPMAT-L			○		
	第2系統 脱水機室	汚泥設備変換器 [DE10]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 脱水機室(屋外)	濃縮槽逆洗ポンプ [DS05]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 汚泥濃縮設備 (屋外)	No.2濃縮槽汚泥引抜弁 [S24]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.2濃縮槽クリアファイア [DS03]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.1濃縮槽汚泥引抜弁 [S50]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.1濃縮槽クリアファイア [DS02]	RIOユニット (RIO410)			○		
		高濃度汚水中継ポンプ [DS06]	RIOユニット (RIO410)			○		
		汚泥分水枘ゲート [DE01]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.2濃縮槽クリアファイア [DS04]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.3濃縮槽汚泥引抜弁 [S49]	RIOユニット (RIO410)			○		

別添3-2 PLC、RIO点検対象機器及び実施年度

系統	場所	盤名称	機種	9	10	11	12	13
第2系統 ブロワ設備用 コントローラ	第2系統 サブ電気室	2系送風機設備 コントローラ[2B-CTR01]	CPUユニット (ADC6000)			○		
		ブロワ設備計装変換器 [2B-KP01?]	RIOユニット (RIO460)			○		
		No.1/3?ブロワ [EH02/03]	IPMAT-H			○		
		各コントロールセンタ [EC02～05]	IPMAT-L			○		
		No.2/4?ブロワ [EH02/03]	IPMAT-H			○		
		各コントロールセンタ [EC02～05]	IPMAT-L			○		
		ブロワ引込 [EH01]	IPMAT-H			○		
		各コントロールセンタ [EC02～05]	IPMAT-L			○		
	第2系統 ブロワ棟1階	潤滑油ポンプ [EW01]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.1?ブロワ [EE01]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.2?ブロワ [EE02]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.3?ブロワ [EE03]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.4?ブロワ [EE04]	RIOユニット (RIO410)			○		
第2系統 高速ろ過設備用 コントローラ	第2系統 サブ電気室	計装変換器盤 [EMU03]	CPUユニット (ADC5000)			○		
			RIOユニット (RIO440)			○		
			FD100			○		
第2系統 水処理設備用 コントローラ	第2系統 サブ電気室	2系水処理設備コントローラ(1) [2W-CTR01]	CPUユニット (ADC6000)			○		
		2系水処理設備計装変換器 [EMU02]	RIOユニット (RIO460)			○		
		各コントロールセンタ [EC12～15]	IPMAT-L			○		
		各コントロールセンタ [EC22～25]	IPMAT-L			○		
	第2系統 最初沈殿池	流入水路可動堰 [ES13]	RIOユニット (RIO440)			○		
		流出水路可動堰 [ES14]	RIOユニット (RIO440)			○		
		汚水流入電動弁 [ES03]	RIOユニット (RIO410)			○		
		初沈汚泥掻寄機 [EE05]	RIOユニット (RIO410)			○		
		初沈汚泥引抜弁 [EE06]	RIOユニット (RIO410)			○		
			RIOユニット (RIO410)			○		
		余剰流量計ピット水中ポンプ [ES12]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 初沈管廊	管廊水中ポンプ [EE11]	RIOユニット (RIO440)			○		
	第2系統 最終沈殿池	終沈汚泥掻寄機 [EE08]	RIOユニット (RIO410)			○		

別添3-2 PLC、RIO点検対象機器及び実施年度

系統	場所	盤名称	機種	9	10	11	12	13
第2系統 水処理設備用 コントローラ	第2系統 返送汚泥ポンプ室	返送汚泥ポンプ [EE07]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 最初沈殿池 (エアレーションタンク)	No.1反応タンク風量調節弁 [ES04]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.2反応タンク風量調節弁 [ES05]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.3反応タンク風量調節弁 [ES06]	RIOユニット (RIO410)			○		
		No.4反応タンク風量調節弁 [ES07]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 減菌室	反応タンク消泡ポンプ [FS01]	RIOユニット (RIO410)			○		
		次亜塩素注入ポンプ盤 [FE02]	RIOユニット (RIO460)			○		
	第2系統 減菌室(屋外)	焼却炉専用ポンプ [FS02]	RIOユニット (RIO410)			○		
	近鉄高架下	近鉄高架下ヒット水中ポンプ [ES13]	RIOユニット (RIO410)			○		
	第2系統 ろ過室	ろ過設備 [FE01]	RIOユニット (RIO410)			○		
			RIOユニット (RIO410)			○		
			RIOユニット (IOC200)			○		
		各コントロールセンタ [FC02～04]	IOC100			○		
		各コントロールセンタ [FC02～05]	IPMAT-L			○		
第3系統 水処理設備用 コントローラ	第3系統 新電気棟1階 電気室	監視設備コントローラ(1) [PC-1]	CPUユニット (ADC5000)	○			○	
		新電気室入出力1 [RIOW1]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
		新電気室入出力2 [RIOW2]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
		計装1 [KPW1] (フロウ送付雨量制御用)	ワンループコントローラ (FD100)	○			○	
		計装2 [KPW2] (返送汚泥調節弁開度)	ワンループコントローラ (FD100)	○			○	
		計装2 [KPW2] (返送汚泥流量制御用)	ワンループコントローラ (FD100)	○			○	
		計装2 [KPW2] (次亜塩素注入一定制御用)	ワンループコントローラ (FD100)	○			○	
	第3系統管理汚 泥棟2階電気室	監視設備コントローラ(2) [PC-2]	RIOユニット (RIO440)	○			○	
			RIOユニット (CC2900)	○			○	
		監視設備コントローラ(3) [PC-3]	RIOユニット (RIO440)	○			○	
			RIOユニット (CC2900)	○			○	
		監視設備コントローラ(4) [PC-4]	RIOユニット (RIO440)	○			○	
第3系統 汚泥処理設備用 コントローラ	第3系統 汚泥処理棟 電気室	汚泥処理設備コントローラ1 [SQCD1]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
		汚泥処理設備コントローラ2 [SQCD2]	RIOユニット (RIO680)	○			○	

別添3-2 PLC、RIO点検対象機器及び実施年度

系統	場所	盤名称	機種	9	10	11	12	13
第4系統 沈砂池設備用 コントローラ	第4系統 ポンプ棟1階 電気室	沈砂池設備コントローラ [CTRSP1]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
		受変電・自家発電設備入出力 [IOG]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
		沈砂池設備入出力 [IOSP]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
第4系統 ブロワ設備用 コントローラ	第4系統 ブロワ棟2階 電気室	ブロワ設備コントローラ [CTRB]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
		ブロワ設備入出力 [IOB]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
第4系統 No. 1/2 水処理設備用 コントローラ	第4系統 水処理棟1階 電気室	No.1/2水処理設備コントローラ [CTRW01]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
		水処理設備受変電入出力 [IOWH]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
		No.1/2水処理設備入出力1 [IOW01]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
		No.1/2水処理設備入出力2 [IOW02]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
	第4系統 滅菌棟1階電気室	滅菌・原水ポンプ設備入出力 [IOUC]	RIOユニット (RIO680)	○			○	
第4系統 分水人孔設備用 コントローラ	第4系統 分水人孔 屋外盤	分水人孔ゲート制御 [LP2]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
合流ポンプ 遠方監視制御用 コントローラ	第2系統 管理棟1階電気室	合流ポンプ遠方監視制御用 コントローラ[OT-TM01]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
グラフィックコントローラ	第2系統 管理棟1階電気室	グラフィックコントローラ [OT-CTR01]	CPUユニット (ADC6000)		○			○

別添3-2 PLC、RIO点検対象機器及び実施年度

系統	場所	盤名称	機種	9	10	11	12	13
阿瀬知ポンプ場 遠方監視制御用 コントローラ	阿瀬知ポンプ場	遠方監視制御(子局) (阿瀬知)1[OM-TM61]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
		遠方監視制御(子局) (阿瀬知)2[OM-TM62]	RIOユニット (RIO680)		○			○
		RIO盤 [RIO-A]	RIOユニット (RIO440)		○			○
納屋ポンプ場 遠方監視制御用 コントローラ	納屋ポンプ場	遠方監視制御(子局) (納屋)1[OM-TM71]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
		遠方監視制御(子局) (納屋)2[OM-TM72]	RIOユニット (RIO680)		○			○
橋北ポンプ場 遠方監視制御用 コントローラ	橋北ポンプ場	遠方監視制御(子局) (橋北)[OM-TM81]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
		遠方監視制御(子局) (橋北)[OM-TM81]	RIOユニット (RIO680)		○			○
高砂ポンプ場 監視制御用 コントローラ	高砂ポンプ場	遠方監視制御(子局) (高砂)[SQC1]	CPUユニット (ADC5000)		○			○
			RIOユニット (RIO440)		○			○
常磐ポンプ場 監視制御用 コントローラ	常磐ポンプ場 監視室	監視用継電器盤 [SC01]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
		計装盤 [K02]	RIOユニット (RIO680)		○			○
		共通設備用継電器盤 [RY01]	RIOユニット (RIO680)		○			○
常磐ポンプ場 簡易操作卓用 コントローラ	常磐ポンプ場 監視室	コントローラ盤 [COT-1]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
		監視操作卓 [KD-1]	RIOユニット (RIO680)					
落合バイパス 監視制御用 コントローラ	落合バイパス	動力盤 [L-4]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
中央通貯留管排水施設 監視制御用 コントローラ	中央通貯留管 排水施設 2階電気室	シーケンスコントローラ盤 [SQC]	CPUユニット (RC500)		○			○
			RIOユニット (RIO442)		○			○
		計装盤 [KP]	RIOユニット (RIO442)		○			○
阿瀬知常磐貯留管 監視制御用 コントローラ	阿瀬知常磐貯留管	遠方監視制御(子局) (納屋)1[OM-TM71]	CPUユニット (ADC6000)	○			○	
南部第1ポンプ場監視 制御用コントローラ	南部第1ポンプ場	遠方監視制御(子局) (南部第1)[OM-TM20]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
南部第2ポンプ場 監視 制御用コントローラ	南部第2ポンプ場	遠方監視制御(子局) (南部第2)[OM-TM30]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
泊汚水中継ポンプ場 監 視制御用コントローラ	泊汚水中継 ポンプ場	遠方監視制御(子局) (泊)[OT-TM10]	CPUユニット (ADC6000)		○			○
智積ポンプ場 監視制御 用コントローラ	智積汚水中継 ポンプ場	遠方監視制御(子局) (南部第1)[OM-TM40]	CPUユニット (ADC6000)		○			○

○が記入された年度に、仕様書に記載された点検を行う

別添 3-3 V V V F 装置点検 対象機器及び実施時期

系統	名称	実施年度 令和				
		9	10	11	12	13
常磐ポンプ場	No2/3汚水ポンプVT240S			○		
	No2/3汚水ポンプCV240S			○		
日永浄化センター 第3系統	No.1 汚水ポンプ	○				
	No.2 汚水ポンプ	○				
	No.4 返送汚泥ポンプ	○				
	No.5 返送汚泥ポンプ	○				
	No.1 濃縮機余剰汚泥供給ポンプ	○				
	No.2 濃縮機余剰汚泥供給ポンプ	○				
	No.1 濃縮機薬品供給ポンプ	○				
	No.2 濃縮機薬品供給ポンプ	○				
	No.1 遠心脱水機汚泥供給ポンプ	○				
	No.2 遠心脱水機汚泥供給ポンプ	○				
	No.1 遠心脱水機薬品供給ポンプ	○				
	No.2 遠心脱水機薬品供給ポンプ	○				
日永浄化センター 第4系統	No.1 汚水ポンプ VT240S					○
	No.1 汚水ポンプ CV240S					○
	No.2 汚水ポンプ VT240S					○
	No.2 汚水ポンプ CV240S					○
	No.1 次亜塩注入ポンプ					○
	No.2 次亜塩注入ポンプ					○
	No.1 返送汚泥ポンプ VT240S					○
	No.1 返送汚泥ポンプ CV240S					○
	No.2 返送汚泥ポンプ VT240S					○
	No.2 返送汚泥ポンプ CV240S					○
	No.1 メタノール注入ポンプ					○
	No.2 メタノール注入ポンプ					○
	No.1 凝集剤注入ポンプ					○
	No.2 凝集剤注入ポンプ					○

○が記入された年度に、仕様書に記載された点検を行う

別途 3-4 メーカー別点検内容①

点検種別Dに該当する項目の点検を行う。

A点検：3ヶ月毎
B点検：6ヶ月毎
C点検：1年毎
D点検：2年毎
E点検：4年毎
F点検：8年毎

区分	点検部	点検項目 No.	作業項目	点検種別						備考
				A	B	C	D	E	F	
外観点検	設置状況	1	周囲の整理整頓、状況点検	○	※	○	○	○	○	障害物、各機器との保有距離
		2	区画、隔壁等破損の有無点検	○	※	○	○	○	○	
		3	水の浸透、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○	
		4	換気装置の機能点検	○	※	○	○	○	○	自然換気、強制換気の別
		5	照明設備及び機能点検	○	※	○	○	○	○	
		6	標識の表示状況の点検	○	※	○	○	○	○	
	表示	7	表示の適否確認	○	※	○	○	○	○	
	自家発電装置	8	変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○	原動機と発電機
	始動用蓄電池設備	9	蓄電池設備の外観点検に準ずる	○	※	○	○	○	○	
	始動用空気圧縮設備	10	空気だめ、圧縮機の変形等異常有無点検	○	※	○	○	○	○	
		11	空気だめ圧力の点検	○	※	○	○	○	○	空気だめ容量、圧力 MPa
	制御装置	12	周囲の整理整頓、状況点検	○	※	○	○	○	○	
		13	外形上での変形等の異常有無点検	○	※	○	○	○	○	
		14	電源表示灯の点灯有無点検	○	※	○	○	○	○	
		15	開閉器及び遮断器の開閉位置適否点検	○	※	○	○	○	○	
	計器類	16	変形等の有無、及び指示値の適否点検	○	※	○	○	○	○	
	燃料油及び冷却水タンク	17	外形上で変形等の異常有無点検	○	※	○	○	○	○	
		18	規定の燃料油量があるか点検	○	※	○	○	○	○	定格負荷2Hr以上運転可能油量必要
		19	規定の冷却水量があるか点検	○	※	○	○	○	○	定格負荷1Hr以上運転可能油量必要
	排気筒	20	可燃物が放置されていないか周囲の状況の点検	○	※	○	○	○	○	
		21	外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等有無点検	○	※	○	○	○	○	
		22	貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無点検	○	※	○	○	○	○	
	配管	23	変形、損傷、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○	
	予備品等	24	予備品及び回路図等の備付状況点検	○	※	○	○	○	○	
機能点検	自家発電装置	25	潤滑油の種類及び量の確認	○	※	○	○	○	○	規定の油脂
		26	タンク、ラジエタ等冷却装置の機能点検	○	※	○	○	○	○	
		27	無負荷運転での各部点検性能チェック		※	○	○	○	○	定格回転数で5～10分運転
		28	手動停止装置の機能点検		※	○	○	○	○	停止後、再始動しないこと
	始動用蓄電池設備	29	蓄電池設備の機能点検に準ずる		※	○	○	○	○	
	始動用空気圧縮設備	30	潤滑油の種類及び量の確認	○	※	○	○	○	○	
	制御装置	31	確実に作動するか否かを確認	○	※	○	○	○	○	
		32	開閉器及び遮断器の開閉機能確認		※	○	○	○	○	
		33	適正ヒューズの使用有無点検		※	○	○	○	○	
		34	各継電器の機能確認		※	○	○	○	○	
		35	各表示灯の点灯状況の確認	○	※	○	○	○	○	
	計器類	36	設備を運転し、各計器の作動、指示値を点検	○	※	○	○	○	○	定格回転無負荷運転
	結線接続	37	回路、端末の変形、損傷等の有無点検	○	※	○	○	○	○	
	接地	38	接地線の変形、接続部の損傷有無点検	○	※	○	○	○	○	
	耐震措置	39	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行われ、かつこれ等に変形、損傷等が無いかどうか点検	○	※	○	○	○	○	

(注) 点検種別欄の※印作業項目は消防法で定められている点検項目です。

H11年10月1日改

A点検：3ヶ月毎
B点検：6ヶ月毎
C点検：1年毎
D点検：2年毎
E点検：4年毎
F点検：8年毎

区分	点検部	点検項目No.	作業項目	点検種別						備考
				A	B	C	D	E	F	
作動点検	自家発電装置	40	タイムスケジュール及びシーケンス通りに、自動始動及び自動停止作動が完了するか否か点検	○	※	○	○	○	○	電圧確立時間 普通型 >40秒 即時普通型 >10秒 長時間型 以内 即時長時間型 以内
総合点検	接地抵抗	41	抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する			※	○	○	○	他の法令による点検がされている場合は、その測定値とする。
	絶縁抵抗	42	〃			※	○	○	○	
	始動用蓄電池設備	43	蓄電池設備の総合点検に準ずる			※	○	○	○	
	始動用空気圧縮設備	44	容量及び機能を点検			※	○	○	○	
	始動補助装置	45	確実に作動するか否かを点検			※	○	○	○	
	保安装置	46	作動値が設定通りか否か点検			※	○	○	○	
	調速機	47	確実に作動するか否かを点検			※	○	○	○	
	負荷運転	48	正常な運転状況であるか否か点検			※	○	○	○	
		49	排気背圧を計測し適否を点検			※	○	○	○	
		50	換気（吸気及び排気）の良否点検			※	○	○	○	
燃料系統	燃料噴射ポンプ	51	ラック目盛位置・撾動点検	○	○	○	○	○	○	一般振動の計測を含む
		52	噴射時期及び調整ネジ締め点検				○	○	○	
		53	フランジの漏れ確認				○	○	○	
		54	分解点検						○	
	燃料噴射弁	55	噴射圧力・噴霧状況点検調整				○	○	○	
		56	分解掃除						○	
	燃料油コシ器	57	ドレン抜き（及びブローオフ掃除）				○	○	○	
		58	分解掃除					○	○	
	燃料タンク	59	沈殿物・水分の排出	○	○	○	○	○	○	
		60	燃料灯油中の添加剤有無	○	○	○	○	○	○	
潤滑油系統	フィードポンプ	61	フィードポンプの分解点検						○	E点検1気筒（集合型除く）
		62	燃料移送ポンプの作動	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油ポンプ	63	主要部分の分解点検						○	
		64	汚れ点検				○	○	○	
	機関潤滑油	65	油量点検（検油棒上部目盛迄）	○	○	○	○	○	○	
		66	分解点検						○	
	弁腕注油ポンプ	67	汚れ点検（含燃料稀釈）	○	○	○	○	○	○	
		68	油量点検	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油コシ器	69	分解掃除				○	○	○	
		70	ドレン抜き				○	○	○	
	潤滑油冷却器	71	外観目視点検（錆・損傷の有無）	○	○	○	○	○	○	
		72	圧力（水压or油圧）テスト					○	○	
	自動始動用 ブライミング装置	73	分解点検掃除						○	
		74	ピストンポンプ分解点検				○	○	○	
	ガバナ （集合型）	75	モーターポンプ分解点検						○	
		76	油量点検	○	○	○	○	○	○	
	燃料噴射ポンプ	77	油量点検	○	○	○	○	○	○	
		78	油量点検 （タービン側・プロワ側ともに油面計白線まで）	○	○	○	○	○	○	
	過給機	79	軸受部油量点検	○	○	○	○	○	○	
	発電機									

注）点検種別欄の※印作業項目は消防法で定められている点検項目です。

H11年10月1日改

A点検：3ヶ月毎
B点検：6ヶ月毎
C点検：1年毎

D点検：2年毎
E点検：4年毎
F点検：8年毎

区分	点検部	点検項目No.	作業項目	点検種別						備考
				A	B	C	D	E	F	
冷却水系統	冷却水ポンプ	80	メカニカルシール またはグランドパッキン交換					○	○	
		81	主要部分分解点検						○	
	冷却水ヒータ	82	断線・接点等の点検	○	○	○	○	○	○	2年または4000時間毎に交換 (YAP)
	温調弁	83	作動確認		○	○	○	○	○	
	汲上ポンプ	84	分解・点検			○	○	○	○	
		85	汲上ポンプ作動・水モレ点検			○	○	○	○	
	減圧水槽	86	内部点検			○	○	○	○	
		87	給水弁の作動確認		○	○	○	○	○	
始動空気系統	始動弁	88	弁座スリ合せ、パネ点検				○	○	○	
	始動空気分配弁	89	点検				○	○	○	全シリンダー始動位置にてスタート確認
	自動始動用塞止弁	90	分解・点検			○	○	○	○	高圧側弁体（シートゴム製パッキン）交換
	始動空気減圧弁	91	ダイヤフラム点検				○	○	○	組付時シール剤塗布
	始動、停止電磁弁	92	点検				○	○	○	4年毎に新替
	手動用三方弁	93	分解・点検				○	○	○	Oリング取替
	制限用並びに 停止エアピストン	94	分解・点検				○	○	○	Oリング取替
	停止ソレノイド	95	絶縁抵抗の測定、コイル導通テスト					○	○	
	空気層 (含ドレンセパレー ター)	96	空気層配管モレ点検、ドレン抜き	○	○	○	○	○	○	
		97	安全弁の作動確認（調整形のみ）			○	○	○	○	5年毎に交換
		98	安全弁の分解点検				○	○	○	銅パッキン新替
		99	コンプレッサーの作動確認	○	○	○	○	○	○	潤滑油交換1年毎
	コンプレッサー	100	分解点検							別途工事
シリンダヘッド 部点検	シリンダヘッド	101	燃料室のカーボン掃除					○	○	カラーチェック
	吸排気弁	102	弁調整（弁頭スキマ）				○	○	○	
		103	吸排気弁点検スリ合せ					○	○	コッターの当り状態確認
		104	弁パネ・パネ受点検			○	○	○	○	
	カム軸	105	カム・タベットローラー点検				○	○	○	注油量の確認
		106	ピストン拔出しカーボン掃除						○	FCOピストンはコーティング状況チェック
往復運動部	ピストン	107	リング・リング溝の点検						○	カラーチェック
		108	ピストンピン・ピストンピン孔点検						○	
		109	ピストンピンメタル点検						○	カラーチェック
		110	クランクピンメタル点検						○	
	連接棒	111	連接棒ボルト点検					○	○	脱着3回目でボルト新替 セレーション部はカラーチェック
		112	シリンダライナ内径計測（絞りチェック）						○	
	シリンダライナ	113	ライナ拔出しパッキン、ゴムリング交換 水ジャケット部掃除、防錆塗装						○	顎部カラーチェック
クランク軸	主軸受	114	主軸受メタル点検						○	台板式のみ
		115	主軸受ボルトゆるみ点検						○	
		116	ピン・ジャーナル点検						○	
	クランク軸	117	ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検						○	
		118	バランスウェイトボルト点検						○	
		119	デフレクション計測			○	○	○	○	
	歯車	120	タイミングギヤ他ギヤ当り背隙点検						○	

H11年10月1日改

A点検：3ヶ月毎
B点検：6ヶ月毎
C点検：1年毎

D点検：2年毎
E点検：4年毎
F点検：8年毎

区 分	点 検 部	点 検 項 目 No.	作 業 項 目	点 検 種 別						備 考
				A	B	C	D	E	F	
調速装置	調速リンク	121	点検調査			○	○	○	○	
		122	注油および摺動点検	○	○	○	○	○	○	
	ガバナ (機械式・油圧式)	123	分解点検又は洗滌							ガバナモータは断線の有無チェック 0リングは4年目で交換
過給系統	過給機	124	ブロワーフィルター洗滌			○	○	○	○	
		125	分解掃除						○	
		126	水圧テスト（分解の上）						○	0.39MPa 10min
		127	外観目視点検・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	
	空気冷却器	128	圧力テスト					○	○	0.39MPa 10min
		129	分解点検掃除						○	
その他・附属装置	回転計	130	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油・弁腕油圧力計	131	〃	○	○	○	○	○	○	
	冷却水圧力計	132	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	燃料油圧力計	133	〃	○	○	○	○	○	○	
	断水継電器	134	配線ターミナル増締			○	○	○	○	
		135	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	油圧低下スイッチ	136	ターミナルの増締確認調整			○	○	○	○	
		137	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	冷却水温度スイッチ	138	ターミナルの増締			○	○	○	○	
		139	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	潤滑油温度スイッチ	140	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		141	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	燃料フロートスイッチ	142	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		143	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	スピードリレー またはスイッチ	144	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		145	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	セルモーター	146	接点・ブラシ等の点検			○	○	○	○	ピニオンギヤーへのグリス補充
	発電機	147	発電機ブラシの汚れ摩耗点検	○	○	○	○	○	○	
		148	スリップリング当り点検（含錆汚れ）	○	○	○	○	○	○	
		149	軸受油カキリング点検	○	○	○	○	○	○	
	配電盤	150	しゃ断機絶縁油点検				○	○	○	
		151	計器の点検	○	○	○	○	○	○	
		152	保護継電器の動作試験				○	○	○	動作値確認は別途
	ラジエーター関係		153	冷却水入替及び清掃				○	○	○
		154	コアーの掃除、ゴムホース変換					○	○	
		155	ファンの羽根取付鉢に弛み点検	○	○	○	○	○	○	
		156	ファンベルトゆるみ点検				○	○	○	
		157	スパイダー谷底部点検							通水テスト
煙導	158	背圧測定			○	○	○	○	50%以上の負荷がかかる場合のみ	
	159	消音器のドレン抜き	○	○	○	○	○	○		
軸継手	160	外観点検				○	○	○	○	
	161	ゴム継手のゴムの点検				○	○	○	○	
中間軸受	162	潤滑油の汚れ・油量点検	○	○	○	○	○	○	○	
	163	軸受メタルの点検					○	○		
クラッチ		164	潤滑油の汚れ・油量点検			○	○	○	○	
		165	〃 の交換				○	○	○	
		166	ガイドブッシュ部へのグリス補充				○	○	○	
		167	各部締付ボルトの点検				○	○	○	リミットスイッチ付属の場合は作動確認
		168	作動確認			○	○	○	○	異音・発熱・異常振動の有無

H11年10月1日改

保守点検整備基準表の赤枠内について点検を行う。（グレー着色部は範囲外とする。）

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（1／8）

- ・1ヶ月毎の定期点検で確認できる作動点検項目（回転速度、潤滑油圧力、排気温度等）は表4に記載していない。
- ・交換（◎）を指示している部品について、場合によりオーバーホール品を使用することができる。
- ・交換周期は、機器の保証期間とは異なり、機器に異常がない場合でも、設備の機能を維持するために交換が望ましい周期である。
- ・交換周期の記載のない部品について、作動点検により異常が認められた場合は交換すること。

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2週間毎	1ヶ月毎	6ヶ月毎	1ヶ月毎	3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	18ヶ月毎	36ヶ月毎	運用時間毎	その他	備考
設備状況全般	1	発電装置	発電機の損傷の有無確認、装置内への雨水侵入、油類の漏れ、ボルト類の脱落等の確認、屋外装置本体のドア枠とドア部の発錆の有無の確認 ドアパッキンの劣化及びシール性確認	×				×				◎			概要を示すもので詳細には個別機器欄を参照のこと 3) 不要なものが周囲に置かれてないこと
	2	始動操作盤	状態表示ランプ、異常点灯の有無の確認、盤内外の焼損、盤面の球切れ等の有無の確認	×				×				◎			
	3	直流電源盤	出力電圧の確認、バッテリーセルの異常の有無の確認 充電電源が入っていること	×								◎			
	4	排気ダクト／消音器	焼損、ガス漏れによる汚損等の有無の確認、ドレンの確認（サイレンサ底部）、発錆及びシール性の確認	×				×				◎			
	5	給気ダクト	ビニール類の付着、変形等の有無の確認	×								◎			
	6	燃料小出槽	外観上の汚損、残油量の確認	×								◎			
	7	周囲の状況	保有距離、保有空地が保たれていること	×											
運転状況全般	1	始動・停止	自動始動の確認、始動・停止時間の計測		△										
	2	運転諸元	保守点検記録確認、振動、異常音、臭気等の有無の確認		×										
	3	オイルクーラファン 給・換気ダンパ 給・換気ファン	運動補機が自動始動することの確認 作動の確認 振動、異常音の有無の確認		△ △ △										
	4	操作位置	全ての所定の位置にあることを確認		×										
ガスタービン	1	燃焼器ライナー、燃焼筒取付ボルト	×汚損や割れ等、変形や伸びの有無の確認。◎ボルト交換				×			◎					等価運転時間1000時間又は18年の早い方
	2	1段インペラ	損傷、打痕の有無の確認					×							
	3	1段ノズル、タービン翼	割れ、打痕（ボアスコブ点検）の有無の確認					×							
	4	スクロール	割れ、損傷の有無の確認				×								
	5	パワーセクション	オーバーホール品と交換 又はオーバーホール								◎		◎		

09/08, 13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（2／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点 検 箇 所	点 検 内 容	2 週 間 毎	1 ヶ 月 毎	6 ヶ 月 毎	1 ヶ 年 毎	3 ヶ 年 毎	6 ヶ 年 毎	12 ヶ 年 毎	18 ヶ 年 毎	36 ヶ 年 毎	運 用 時 間 毎	そ の 他	備 考
減速機	1	減速機上面	振動計測				△								◎ ドレンポットに油溜まりを生じておれば次回点検時の交換を計画する。 等価運転時間1000時間毎。 等価運転時間10000時間毎。 等価運転時間3000時間毎。
	2	オイルシール	出力軸部の油漏れの有無の確認				×								
	3	高速軸受（S1A、S1Tのみ）	高速軸アッシー交換										◎		
	4	減速機（MIAMIT-23S、-33） 減速機（上記以外）	オーバーホール品と交換又はオーバーホールを実施										◎		
発電機	1	本体	× ¹ 錆び、変色の有無を確認 × ² ファンの亀裂、変色、接続部の亀裂等の有無の確認 △発電機メーカ点検、◎分解点検（オーバーホール） グリスの漏れ確認。 △ ¹ グリスの漏れ確認。△ ² グリス充填				× ¹		× ²	△				◎	◎点検結果または発電機メーカ指示による ◎10000時間または発電機メーカ指示による △ ² 3年または500時間 ◎作動点検結果または発電機メーカ指示による ◎◎分解点検時または発電機メーカ指示による ◎◎作動点検結果または発電機メーカ指示による
	2	軸受（グリス封入式） 軸受（グリス充填式）					△ △ ¹	△ ²					◎ △ ²		
	3	励磁機回転整流器	×緩み、リード線断線の有無の確認。◎シリコンダイオード交					×							
	4	スペースヒータ	絶縁抵抗計測				△								
	5	端子接続部	ボルト・ナットの緩み、絶縁シート材の剥離の有無の確認			×									
	6	接地線	×接続ボルトの緩みの有無の確認。△接地線導通計測			×	△								
	7	AVR	△作動点検				△							◎	
		AVR（常時通電タイプ）	△作動点検、◎ユニット交換				△	◎							
燃料系統	1	燃料小出槽	ドレン抜きより燃料を抜き、水分・スラッジ混入の有無の確認		×										作動点検により判断する A重油仕様で装備されているもの 加温状態の確認により判断する 作動点検により判断する A重油仕様で装備されているもの ◎1系統のみの場合は12年交換、2系統ある場合は作動確認にて判断する 電動タイプも同様
	2	液面スイッチ	外観の確認、作動点検				△								
	3	小出槽ヒータ ・制御用温度スイッチ ・過熱防止用アンブ	ヒータの加温状況の確認、絶縁抵抗測定 触手にてヒータの加温状況確認 作動点検		×		△								
	4	小出槽用ブリフィルタ	交換				◎								
	5	移送/返送ポンプ	手動始動、停止によるポンプ内のドライ化防止 始動・停止シーケンスを確認、絶縁抵抗計測				△			◎				◎	
	6	スターティングフューエルポンプ	油漏れの有無を確認		×					◎					
	7	メインポンプ	油漏れの有無を確認		×					◎					
	8	ガバナアクチュエータ	円滑な動き及びハンチングの有無を確認			△			◎						

07/09、12/12、13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表 (3/8)

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2 週 間 毎	1 ヶ 月 毎	6 ヶ 月 毎	1 ヶ 年 毎	3 ヶ 年 毎	6 ヶ 年 毎	12 ヶ 年 毎	18 ヶ 年 毎	36 ヶ 年 毎	運用 時間 毎	その他	備 考
燃料系統	9	フューエルコントローラW/W (M1型) (CDPアクチュエータも含む)	△レバーが円滑に動くことの確認。○Oリング、 ダイヤフラム交換			△			○						
	10	フューエルコントローラKFCU (S2, M1型)	外観の確認、電磁弁の抵抗測定及び開閉音の確認 始動時にEGTに異状がないことを確認			△			◎						◎ドライバも同時に交換のこと
	11	フューエルコントローラELV (M1型)	回転速度±3%スムーズに変換すること 模擬信号を入力し弁開度が追従することを確認			△			◎						
	12	フューエルコントローラ (S1, S2EH型)	△レバーが円滑に動くことの確認。CDPアクチュエータについて 始動・停止時の円滑な動きを確認。×水抜き穴のつまりの確認			△	×		◎						S1はEFCと交換
	13	EFC (S1型)	抵抗測定			△			◎						
	14	メインソレノイドバルブ	△抵抗測定、開閉音聴診。			△					◎				
	15	プライマリソレノイドバルブ	△抵抗測定、開閉音聴診。			△					◎				
	16	バイパスソレノイドバルブ	△抵抗測定、開閉音聴診。			△					◎				
	17	プレッシャライジングバルブ	インレットストレーナ清掃			△			○		◎				
	18	連通管ソレノイドバルブ	△抵抗測定、開閉音聴診。			△					◎				M1T-33、M1T-23
	19	三方ソレノイドバルブ	△抵抗測定、開閉音聴診。			△					◎				M1T-33
	20	高圧ストレーナ	清掃						○		◎				
	21	燃料噴射弁	× ¹ 目視点検のみ、× ² カーボンによる汚損の有無・洗浄。 (洗浄：1ヶ年又は始動回数50回※の早い方)				× ¹	× ²	◎						※目安値（運転状況に拠ります） ◎ ¹ M1A/T-23, -33 ◎ ² その他の機種
		・ガスケット ・取付ボルト						◎ ¹	◎ ²		◎				
	22	燃料噴射弁用配管	フレア部外観目視			×				◎					
	23	ドレンボット	燃料油の点検・清掃		×										
	24	燃料フィルタ、エア抜きプラグ	外観および差圧表示（装備ある場合）の確認 ◎エレメント及びエア抜きプラグ用ガスケット交換		×		◎								
	25	テーブヒータ	配管からの離脱の有無・実作動テスト			△			◎						装備ある場合。◎交換時にMCBをELBIに交換
	26	流量計、フィルタ	表示部点検、エレメントの点検・清掃。◎バッテリー交換					○	◎					◎	◎本体交換は、動作点検により判断する。
	27	プライマリ燃料圧力	測定、調整				△								レコーダ計測を実施
	28	燃料スケジュール	スケジュールの確認 (X-Yレコーダ)						△						
	29	フレキシブルチューブ	漏れの有無の確認			×					◎				
	30	地下タンク及び地下埋設配管 ・マンホールガスケット	気密試験（点検状況により周期が異なる。） ○雨水侵入の有無の確認					○	○						詳細別途打合せ ◎◎マンホール内への雨水侵入の有無により判断 ◎する
	31	地下タンク液面計	校正試験					△							◎校正試験結果で交換要否を判断する

10/08, 11/05, 13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（4／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2週間毎	1ヶ月毎	6ヶ月毎	1ヶ月毎	3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	18ヶ月毎	36ヶ月毎	運用時間毎	その他	備考
燃料系統	32	ポンプドレン用エンピチュープ	目視点検				×							◎	◎硬化や熱変形がある場合は、次回点検時に交換
	33	燃料移送・返送電磁弁	△絶縁計測、レバー動作確認、抵抗測定				△			◎				◎	◎ 1系統のみの場合は12年交換、2系統ある場合は作動確認にて判断する
	34	燃料移送・返送ポンプストレーナ	点検、清掃					○		◎				◎	◎ 1系統のみの場合は18年交換、2系統ある場合は作動確認にて判断する
	35	漏油探知器（抵抗式）	○点検・清掃 ◎交換				○	◎						◎	◎作動点検にて交換の要否を判断する
	36	漏油探知器（フロート式） 燃料電動弁	△作動点検 絶縁測定、動作確認			△	△			◎				◎	◎ 1系統のみの場合は12年交換、2系統ある場合は作動確認にて判断する
潤滑油系統	1	潤滑油	×始動前にHレベルの75%以上。△性状分析		×				△	◎					
	2	潤滑油ポンプ	運転中の油漏れの有無点検		×					◎					
	3	潤滑油フィルタ	外観及び差圧表示の確認（運転中）		×		◎								
	4	圧力調整弁	運転中の安定した圧力維持の確認			△					◎				
	5	温度調整弁	交換							◎					
	6	オイルクーラ	フィンの目詰り状態の点検・清掃			×				◎					
	7	インレットコレクター、スクリーン	潤滑油（オイルミスト）ドレンの点検、内部清掃。 ◎ゴムパッキン交換			×		◎							
	8	测温抵抗体	抵抗確認			△		◎							
	9	ガバナ用オイルポンプ	運転中の油漏れの有無点検		×					◎					
	10	圧カスイッチ（油圧低）	作動確認			△				◎					
	11	ガバナ用高圧ストレーナ	清掃							○					
	12	オイルマニホールドストレーナ	ゴミ、残さの有無点検・清掃							○					
	13	オイルポンプ入ロストレーナ	ゴミ、残さの有無点検・清掃							◎					潤滑油交換時
	14	フレキシブルチューブ	漏れの有無の確認			×				◎					
	15	アキュムレータ（MIT）	ブラダ交換							◎					
	16	Cカップリング	漏れ、割れの有無の確認 ◎ラバー交換			×				◎					
	17	オイルミストセパレータ	○点検・清掃。◎ゴムホースの交換				○	◎							
始動系統	1	蓄電池													
		・ HS	×液面の確認、漏液、汚損の有無の確認 △液面、比重、単電池電圧計測。端子、接続バーの発錆、ボルトの緩みの有無の確認		×	△									※触媒線5年毎、蓄電池下記年数毎 ◎（25℃での期待寿命）の交換を推奨 HS：5～7年毎
始動系統		・ AHH ・ MSE	×漏液、汚損の有無の確認 △単電池電圧計測、内部抵抗測定		×	△									◎ MSF：7～9年毎 AHH、FVL：12～15年毎
	2	充電器	均等、浮動切換え、均等充電、浮動充電、端子、接続バーの発錆、ボルトの緩みの有無の確認			△				◎					

07/04, 13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（5／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2週間毎	1ヶ月毎	6ヶ月毎	1年毎	3年毎	6年毎	12年毎	18年毎	36年毎	運用時間毎	その他	備考
始動系統	3	セルモータ（30kW以上）	○ブラシ、コミテータのエア吹き清掃				○		◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
	4	セルモータ（7.5kW以上）	交換						◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
	5	ターニングモータ	×自動・手動・タイマー、発熱の有無、ターニング状態の確認 ○ブラシ点検、エア吹き			×	○		◎				◎		◎12年又は300回始動毎の早い方
	6	レジスタ	交換						◎						
	7	マグネットコンタクタ													
		・RY20（24V、48V）	×主接点の確認、◎PK200に交換				×		◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
		・RY20（60V）	×主接点の確認、◎PK200に交換				×		◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
		・RY23（60V）	PK200交換						◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
		・RY20A（24V、48V、60V）	PK200交換						◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
		・RK200（24V、48V、60V）	×主接点の確認、◎PK200に交換				×		◎				◎		◎12年又は1000回始動毎の早い方
軸継手	8	スタータコントローラ	交換						◎						
	1	エアコンプレッサ	× ¹ 潤滑油量確認 × ² Vベルト部ブリーアイマーク位置確認		×		×	◎	○						◎吸入弁、吐出弁交換（高圧、低圧共） ○オーバーホール
	2	始動弁ユニット ・減圧弁	△作動点検。○ストレーナ清掃 ◎ダイヤフラム交換		△ △		○							◎	◎漏れなど機能不良がある場合は、本体交換 ○6年または200回始動毎の早い方
	3	エアスタータ（タービン式、グリス潤滑）	×外観。○グリス再充填 ◎交換				×		○	◎					◎ ² 12年または1000回始動毎の早い方 ×オイル補給、翼点検は1年毎又は100回毎
		エアスタータ（タービン式、オイル潤滑）	×外観、オイル補給、タービン翼点検。◎ ¹ オイル交換 ○ギア歯面点検 ◎ ² 本体交換				×	◎ ¹	○	◎ ²			×	◎ ¹ ○ ◎ ² ○ ◎	◎ ¹ 3年毎又は200回始動毎の早い方 ○6年毎または500回始動毎の早い方 ◎ ² 12年毎または1000回始動毎の早い方 ○3年毎または200回始動毎の早い方 ◎12年毎または1000回始動毎の早い方
		エアスタータ（ギア式）	×外観、オイル量確認。○オイル補給			×		○		◎			○ ◎		◎12年毎または1000回始動毎の早い方
	4	空気槽	×圧力確認、ドレン抜き		×				○						
	5	空気槽安全弁	×漏れの有無確認			×								◎	エアー漏れがあれば交換
	1	KEカップリング（M1）	ゴムエレメントの汚損、劣化、割れの有無の確認				×			◎					◎ゴムエレメント部の交換
	2	タイヤカップリング（S1A）	ゴムエレメントの汚損、劣化、割れの有無。ワッシャー、ボルトの目視				×		◎						◎ゴムエレメント部の交換
点火系統	3	チャンカップリング（S1T、S2）	ゴムエレメントの汚損、劣化、割れの有無。ボルト、割ピンの目視				×		◎						◎ゴムエレメント部の交換
	4	ダイヤフラムカップリング（M1）	× ¹ ボルト、シアピンの目視。× ² ダイヤフラム目視			×				×					× ² 打痕、傷、孔食の確認
	1	エキサイタ ・エキサイタキャップ、高圧ケーブル	スパークの確認、コネクタの緩みの有無の確認 発錆、焼損の有無の確認			△ ×			◎				◎		◎6年毎又は1000回始動毎の早い方
	2	点火栓	スパークの確認、汚損の有無、碍子割れの有無の確認			△			◎				◎		◎6年毎又は1000回始動毎の早い方
	3	アースケーブル	外観目視			×				◎					

07/04、13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（6／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点 検 箇 所	点 検 内 容	2 週 間 毎	1 ヶ 月 毎	6 ヶ 月 毎	1 ヶ 年 毎	3 ヶ 年 毎	6 ヶ 年 毎	12 ヶ 年 毎	18 ヶ 年 毎	36 ヶ 年 毎	運 用 時 間 毎	そ の 他	備 考
制	1	回転用ピックアップ	抵抗計測、コネクタの緩みの有無の確認			△		◎							デジタルE. C. Bに交換のこと
	2	制御用ピックアップ	抵抗計測、コネクタの緩みの有無の確認			△		◎							
	3	排気温度サーモカップル	絶縁抵抗計測、コネクタの緩みの有無の確認			△		◎							
	4	主軸振動ピックアップ	外観、コネクタの緩みの有無の確認の確認			×		◎							
	5	減速機振動ピックアップ	外観、コネクタの緩みの有無の確認の確認			×		◎							
	6	アナログE. C. B ・ パワーモジュール、ガバナモジュール ・ E. C. B本体 ・ DC/DCコンバータ（1.8A） ・ 速度設定器	パワーモジュールの点灯確認、J1コネクタの緩みの有無確認 交換 交換 交換 作動点検			×			◎		◎				
御	7	デジタルE. C. B	前面パネル表示確認、コネクタ緩みの有無の確認			×			◎						三菱製A2オムロン製への交換を推奨 オムロン製C200HIはC200HEへの交換を推奨 オムロン製、三菱製は電池交換実施、 横河はCPU内蔵につき同時交換
	8	信号変換器	交換						◎						
	9	PLC ・ CPU、AI、AO、通信、電源 ・ DI、DO、ベース ・ メモリバックアップ電源	交換 交換 交換						◎		◎				
	10	ディスプレイ（DP）	交換						◎						
	11	パネルコンピュータ	交換						◎						
	12	DC/DCコンバータ	電圧確認			△			◎						
系	13	DC/ACコンバータ	電圧確認			△			◎						◎ ¹ 交換が容易な設置状況の場合 ◎ ² 交換が困難な設置状況の場合、コネクタ部の 状態確認や導通確認にて判断する
	14	ECBケーブル	コネクタ脱着点検					○		◎ ¹			◎ ²		
	15	機器間接続ケーブル （ECBケーブル除く）	交換							◎					
	16	主軸振動計モニタ、変換器	交換							◎					
	17	減速機振動計モニタ、変換器	交換							◎					
	18	ノイズフィルター	交換							◎					
統	19	MOP（W/W）	交換						◎						DRU又はSL-IV、SL-V、KL-I（ECBも交換）と交換可能
	20	DRU	交換						◎						
	21	2301ガバナアンプ	交換						◎						

09/08, 09/11, 13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（7／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2週間毎	1ヶ月毎	6ヶ月毎	1年毎	3年毎	6年毎	12年毎	18年毎	36年毎	運用時間毎	その他	備考
計器類	1	油圧計	× ¹ グリセリン量液面確認、満量の場合清掃・適宜抜き取り × ² 停止中、運転中の異常の有無の確認		×	×			◎						◎機側の計器を示す
	2	圧縮機圧力計	〃		×	×			◎						◎機側の計器を示す
	3	油温計	停止中、運転中の異常の有無の確認			×			◎						◎機側の計器を示す
	4	回転計	〃			×									
	5	排気温時計	〃			×									
	6	周波数計	〃			×									
	7	電流計	〃			×									
	8	電圧計	〃			×									
	9	電力計	〃			×									
	10	始動回数計	〃			×									
	11	運転時間計	〃			×									
	12	制御盤搭載メータ				×					◎				
給換排気系統	1	給気ファン	△ ¹ 自動始動・停止の確認。 △ ² 絶縁計測			△ ¹	△ ²								
	2	換気ファン	△ ¹ 自動始動・停止の確認。 △ ² 絶縁計測			△ ¹	△ ²								
	3	オイルクーラファン	△ ¹ 自動始動・停止の確認、翼の汚れ点検・清掃の実施 △ ² 絶縁計測			△ ¹	△ ²								
	4	排気消音器	× ¹ 発錆、ガス漏れ、雨水侵入の有無、外板割れ、 接続ボルト緩み、錆噴出状況の確認 × ² スプリッタ、コーナーペーンが脱落していないこと。 スプリッタ受、スプリッタ枠、パンチングメタル取付枠、 内部鋼材が朽ちていない。 ガス漏れ、断熱材の脱落、雨水侵入の有無、ドレンの確認 吸気口への異物の詰りの有無、腐食状況の確認 作動点検（電磁式、電動式）、ヒューズ交換 損傷、割れの有無の確認				×	×							× ² 納入後屋外設置は6年以上、屋内設置は10年以上経過したものについて、入口部出口部から目視可能な範囲で点検する ※排気消音器出口以降の排気ダクト
	5	排気ダクト					×								
	6	吸気ルート					×								
	7	給・換気ダンパー					△		◎						
	8	排気伸縮管					×								
主要部	1	発電装置	基礎ボルト、ナットの緩み、発錆の有無の確認			×									
	2	減速機	〃			×									
	3	発電機	〃			×									
	4	防振ゴム	〃			×									
	5	燃料小出槽	〃 発錆の有無の確認			×									
	6	始動盤・発電機盤	〃			×									
	7	空気槽	〃			×									
	8	空気圧縮機	〃			×									
	9	排気消音器	〃			×									

07/09, 11/10, 13/12

表4 非常用発電設備 保守点検整備基準表（8／8）

×：目視、触手点検、△：作動点検、○：開放点検、◎：交換、更新

区分	番号	点検箇所	点検内容	2週間毎	1ヶ月毎	6ヶ月毎	1年毎	3年毎	6年毎	12年毎	18年毎	36年毎	運用時間毎	その他	備考
盤 関 係	1	表示灯	表示状態の確認		×										
	2	ヒューズ	断線の有無の確認			×				◎					
	3	ブレーカ	交換								◎				
	4	保護継電器	性能点検（リレー試験）				△							◎	◎性能点検で異常が確認された場合は交換
	5	位置切替スイッチ	自動・手動及び各計器類異常の有無の確認			△								◎	◎切替操作で異常がある場合は交換
	6	押しボタン	ひっかかりの有無の確認			△								◎	◎動作不良の場合は交換
	7	リレー	交換							◎					
	8	タイマー	交換							◎					
	9	遮断器	入・切（手動又は自動）による開閉機能・動作の確認				△ ¹	△ ²	○						△ ² 客先立会のもと実施。 ○詳細は遮断機メーカー基準による
	10	主回路	×清掃。△絶縁抵抗計測				×	△							
	11	励磁機界磁回路（J.K）	△絶縁抵抗計測					△							
	12	補機電源回路	×清掃。△絶縁抵抗計測				×	△							
	13	同期検定器	交換							◎					
	14	負荷分担装置	交換							◎					
	15	盤本体	汚損、発錆、損傷等の有無の確認		×										
動作 確認	1	入力信号確認	回転数、排気温度、油温について0、50、100%模擬入力による ループチェック					△							
	2	ECB保護装置	実作動テスト、シミュレーションテスト				△								
	3	電圧調整	定格電圧±5%がスムーズに移動可能				△								90Rの装置有る場合
	4	速度調整	98%～105%がスムーズに移動可能、ガバナ可変速度測定				△								MOPの装置有る場合
	5	警報装置	作動確認の実施				△								
	6	運転諸元計測	異常な計測値が無いこと				△								
書類	1	消防点検票				×									
	2	保守点検報告書				×									

07/04、13/12

整備区分表No. 1 (A点検整備)を行う。

整備区分表 No. 1 (A点検整備)

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 機関クランクケース内清掃、点検 (ライト下部点検、ピストン冷却管点検) | |
| 2. 潤滑油新油取替 (機関、過給機、空気圧縮機) | |
| 3. 各種締付ボルト点検、確認 | 4. 燃料弁、点検、清掃、圧力調整 |
| 5. 潤滑油、燃料各ロキ分解清掃組立 | 6. 吸排気弁、開閉時期点検調整 |
| 7. 燃料ポンプ噴射時期点検調整 | 8. クランク軸デフレクションの計測 |
| 9. 機関取付の各保護装置点検動作確認 | 10. 起動系統の各弁の分解清掃 |
| 11. 起動用空気槽各弁の作動点検及び逆止弁の清掃 | |

整備区分表 No. 2 (B点検整備)

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1. 作業内容表No. 1を使用 | 2. 吸気管、排気管取り外し清掃、点検 |
| 3. シリンダカバー分解清掃、点検 | |
| 4. 吸・排気弁、起動弁点検、摺り合わせ清掃、弁案内点検 | |
| 5. シリンダーライナー上部点検、清掃 | |
| 6. 空気圧縮機、外観点検及びベルト調整 | |
| 7. 機関各部の配管接手部漏れ箇所のパッキン取替 | |

整備区分表 No. 3 (C点検整備)

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 作業内容表No. 1 No. 2を適用 | 2. ピストン抜き取り |
| 3. ピストン、ピストンピン、ピストンピンメタル、点検清掃。ピストンリング、オイルリング取替 | |
| 4. シリンダーライナー内面点検、清掃及び内径計測 | |
| 6. クランクピンメタル点検、清掃 | |
| 7. 連接棒、清掃、点検、及びクランクピンボルト点検 | |
| 9. 冷却水及び潤滑油ポンプ、燃料送油ポンプ分解、点検 | |
| 10. 過給機分解、清掃、点検 | 11. 空気冷却器、潤滑油冷却器分解点検、清掃 |

整備区分表 No. 4 (D点検整備)

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. 作業内容No. 1 No. 2 No. 3を適用 | 2. シリンダライナ抜き取り |
| 3. シリンダライナー外部清掃、点検 | 4. 架構ジャケット部清掃点検 |
| 5. 保護運動試験、及び負荷試験 | |
| 6. エンジン塗装 | |

別添3-7 メーカー別点検内容④

点検表の赤枠内について点検を行う。(グレー着色部は範囲外とする)

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無し	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無し	不適 合
	LE	E	R	A	T	C	L	W	—	*

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区分	点 検		毎週	毎月	一種 点検	二種 点検	その他	三種 点検	四種 点検	五種 点検	結果 記号	備 考
	点 検 箇 所	No.	点 検 内 容									
運 転 確 認	エンジン作動確認運転	1	始動性確認			○	○	○	○	○		毎週1回無負荷運転 (3~5分) 毎月1回負荷運転が望ましい (1/2負荷以上で15~30分)
	外回りのボルト・ナット	2	点検・増し締め				○	○	○	○		
	外観	3	油、水、燃料もれ、サビ等			○	○	○	○	○		
	排気の状態	4	排気色、ガスもれ			○	○	○	○	○		
	振動・異音・異臭	5	異常有無の点検			○	○	○	○	○		
	計 器	油圧計	作動点検 (運転前、運転時)			○	○	○	○	○		
		水温計	作動点検 (運転前、運転時)			○	○	○	○	○		
		油温計	作動点検 (運転前、運転時)			○	○	○	○	○		
		回転計	作動点検 (運転前、運転時)			○	○	○	○	○		
		燃料計	作動点検 (運転前、運転時)			○	○	○	○	○		
エ ン ジ ン 本 体	外周り全般	11	漏れ、汚損等の点検			○	○	○	○	○		
		12	損傷及び発錆有無の点検			○	○	○	○	○		
	ロッカカバー	13	油漏れ、ガスケットの亀裂等の有無点検			○	○	○	○	○		
		14	ガスケット交換				○	◎	◎	◎		
	シリンダヘッド	15	燃料面分解整備							◎		
	バルブガイド	16	点検、分解							◎		
	吸排気バルブ	17	点検、摺り合わせ							◎		
	バルブリアランス	18	点検調整				○	○	○	○		吸気 * * mm 排気 * * mm
	ブッシュロッド	19	損傷・変形点検							○		
	カムシャフト	20	損傷・摩耗・変形点検							○		
	ピストン	21	損傷・摩耗・変形点検、各部計測							○		
	ピストンリング	22	損傷点検、各部計測							○		
		23	各部計測、交換							◎		
	コンロッドメタル	24	点検、計測 (交換)							◎		
	シリンダライナ	25	損傷・摩耗・変更点検、各部計測							○		
	シリンダライナO-リング	26	交換							◎		
	クランクシャフト	27	損傷・摩耗点検							○		
	メインベアリング	28	点検、計測 (交換)							○		
潤 滑 油 系 統	エンジンオイル	29	油漏れ、ラバー亀裂等の点検			○	○	○	○	○		
		30	交換							◎		
		31	点検、交換				○	○	○	◎		
	オイルフィルタ	32	油量点検補給			○	○	○	○	○		
		33	水・燃料の混入有無点検			○	○	○	○	○		* オイル分析はオプションとする
		34	オイル交換						◎	◎		
	油圧ガバナオイルフィル	35	エレメント交換					◎	◎	◎		
		37	エレメント交換					◎	◎	◎		
	オイルクーラ	38	汚れ・目詰まり・水漏れ有無点検							○		
	オイルポンプ	39	外観変色有無点検							○		
	潤滑油圧力	40	点検・調整				○	○	○	○		
	バイピング全般	41	締付・損傷等の点検			○	○	○	○	○		

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無	不適 合
レ	E	R	A	T	C	L	W	—	*	

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区 分	点 検		毎 週	毎 月	一 種 点 検	二 種 点 検	三 種 点 検	四 種 点 検	五 種 点 検	結 果 記 号	備 考
	点 検 箇 所	No.	点 検 内 容								
燃 料 系 統	燃料タンク	42	油量点検		○	○	○	○	○		約**L/**L
	タンク容量（**リットル）	43	水抜き			○	○	○	○		
		44	内部点検（サビ・塗装はがれ等）					○	○		※仕様により異なる
	燃料フィルタ	48	エレメント交換				◎	◎	◎		
	燃料噴射ポンプ	49	分解点検						◎		
		50	機能確認（運転時）					○	○		
	燃料噴射タイミング	51	点検、調整			○	○	○	○		** B.T.D.C
	ノズルチップ	52	噴霧・噴射圧力点検調整					○	○		
		53	ノズルチップ交換					◎	◎		
冷 却 水 系 統	冷却水槽	54	水量点検、補給		○	○	○	○	○		
		55	内部点検（サビ・塗装はがれ等）			○		○	○		※仕様により異なる
		56	ボールタップ機能点検			○		○	○		
		57	冷却水交換					○	◎	◎	
	ラジエータ	58	水量点検、クーラント濃度点検		○	○	○	○	○		濃度 **%
		59	冷却水交換					◎	◎	◎	
		60	フィン点検・清掃		○	○	○	○	◎		
	電磁弁、減圧弁	61	機能点検			○	○	○	○		
	ストレーナ	62	分解点検、清掃			○	○	○	△	◎	
	ラバーホース	63	交換					◎	◎		
	水ポンプ	64	点検及び給脂			○	○	○	○		
		65	メカニカルシール及びベアリング交換						◎		
	V-ベルト （水ポンプ、ファン）	66	張り及び損傷の有無点検		○	○	○	○	○		
		67	交換						◎	◎	
	サーモスタット	68	機能点検、交換				◎		◎	◎	
	テンションブーリー	69	給脂						○	○	
吸 排 気 系 統	冷却水パイプ	70	点検、分解清掃						◎		
	熱交換器	70	点検、清掃						○		
	エアクリーナ	71	エアエレメント点検、清掃			○	○	○	○		
		72	エレメント（プレクリーナ）洗浄、交換			○	○	○	◎	◎	
排 気 系 統	ターボチャージャ	73	汚れ、作動（ロータ手回し）点検			○	○	○	○		
		74	交換						◎		
	排気マフラ	75	点検、ドレン抜き			○	○	○	○		
	空気冷却器	76	締付点検、清掃、交換						◎		
始 動 停 止 装 置	スタータ	77	機能点検、交換		○	○	○	○	○	◎	
	オルタネータ	78	機能点検、交換		○	○	○	○	○	◎	※オルタネータ装着のもの
	バッテリー	79	液漏れ・（バッテリー液面）・配線締付点検		○	○	○	○	○		
		80	セル電圧・内部抵抗（電解液比重）測定			○		○	○		
		81	（触媒栓交換）						*	*	* 触媒栓は5年毎に交換（費用は別途）
		82	バッテリー交換						*	*	* バッテリーは6年毎に交換（費用は別途）

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無	不 適合
	レ	E	R	A	T	C	L	W	—	*

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区 分	点 検		毎 週	毎 月	一 種 点 検	二 種 点 検	三 種 点 検	四 種 点 検	五 種 点 検	結 果 記 号	備 考
	点 検 箇 所	No.									
始 動 停 止	スターティングバルブ	83	点検					○	◎		
	分配弁	84	点検					○	◎		
	電磁弁	85	点検、清掃			○	○	○	◎		
	コンプレッサー	86	油量点検、補給	○	○	○	○	○	○		
		87	ベルト張り点検、交換	○	○	○	○	◎	◎		
		88	分解整備						◎		
	エアータンク	89	圧力計点検	○	○	○	○	○	○		
		90	ドレン抜き	○	○	○	○	○	○		
		91	安全弁作動点検						○		
	ウォータヒータ	92	機能点検、交換	○	○	○	○	◎	◎		* * A
装 置	JW制御スイッチ	93	機能点検、交換			○	◎	○	◎		
	オイルヒータ	94	機能点検、交換	○	○	○	○	◎	◎		
	予熱栓	95	機能点検	○	○	○	○	○	◎		
	オイルブライミングポンプ	96	作動点検	○	○	○	○	○	○		
	ストップソレノイド	97	停止及び復帰機能点検	○	○	○	○	○	○		
	コントロール機構	98	ジョイント部作動点検			○	○	○	○		
		99	ボールジョイント交換						◎		
	計器類	100	漏れ・損傷点検	○	○	○	○	○	○		
	計器類	101	指示不良・損傷有無点検	○	○	○	○	○	○		
	補機類	102	点検		○	○	○	○	○		
補 機 類 そ の 他	基礎ボルト	103	点検		○	○	○	○	○		
	カップリング	104	点検			○	○	○	○		※仕様により異なる
	ガバナモータ	105	作動点検			○	○	○	○		※仕様により異なる
	室内換気扇	106	作動点検		○	○	○	○	○		
	燃料移送ポンプ	107	作動点検		○	○	○	○	○		
	燃料返油電動ポンプ	108	作動点検		○	○	○	○	○		
	電磁弁	109	点検、分解清掃		○	○	○	○	◎		
	燃料流量計	110	作動点検		○	○	○	○	○		
	別置ラジエータ	111	作動点検		○	○	○	○	○		
	本体全般	112	外観点検	○	○	○	○	○	○		
発 電 機		113	損傷及び発錆状況の確認	○	○	○	○	○	○		
		114	絶縁抵抗測定			○	○	○	○		
	エンジンとの結合部	115	締付点検						○		
	出力電線	116	締付・損傷等の点検			○	○	○	○		
	本体全般	117	外観点検	○	○	○	○	○	○		
		118	点検機能点検	○	○	○	○	○	○		
		119	ランプ点検	○	○	○	○	○	○		
	計器類	120	損傷及び機能点検	○	○	○	○	○	○		
	ブライミングポンプ	121	自動運転機能点検	○	○	○	○	○	○		
	充電装置	122	充電電圧点検		○	○	○	○	○		
自 動 始 動 発 電 機 機 盤	保護装置	123	保護・表示・アラーム機能点検			○	○	○	○		
		124	表示ランプ点検			○	○	○	○		
	起動・停止装置	125	タイムスケジュール点検		○	○	○	○	○		
		126									
		127									

実施項目の該当する項目について点検を行う。

別添3-8 メーカー別点検内容

区分	点検内容	実施項目			備考
パッケージ	劣化・損傷の点検	○	○	○	
	外観表示ランプの点灯確認	○	○	○	
	扉開閉の良否	○	○	○	
	パッケージ内、水の浸透の有無	○	○	○	
	配管系統の漏れ点検	○	○	○	
	外部配線の損傷・亀裂点検	○	○	○	
発電機	機内の点検・清掃（手の届く範囲）	○	○	○	
	軸受点検（音響確認）	○	○	○	
	グリース補給（反直結測）	○	○	○	
	絶縁抵抗測定	○	○	○	
制御盤	盤内の点検・清掃	○	○	○	
	主遮断機の目視点検（MCCB）	○	○	○	
	主遮断機の目視点検（VCB）	○	○	○	
	保護継電器特性試験	○	○	○	
	補助リレー動作の良否	○	○	○	
	絶縁抵抗測定	○	○	○	
充電器	汚損・過熱・損傷の有無点検	○	○	○	
	均等/浮動の切替動作点検	○	○	○	
	入・出力電圧測定	○	○	○	
	部品交換の有無	—	—	—	
蓄電池	汚損・変形・損傷の有無点検	○	○	○	
	触媒栓の変形・交換	○	○	○	
	セル電圧測定	○	○	○	
	比重測定	○	○	○	
	部品交換の有無	—	—	—	
運転確認	各計器の指示・表示確認	○	○	○	
	保護装置試験	○	○	○	
	AVR電圧調整範囲	○	○	○	
	タイムスケジュール測定	○	○	○	
	手動操作による始動・停止確認	○	○	○	
	自動始動試験	○	○	○	
	無負荷運転確認	○	○	○	
	実負荷運転確認	—	—	—	実施する場合は顧客殿操作による

（注）本設備に該当する項目を実施します。

橋北ポンプ場

発電装置、機関点検整備表

区分	点検内容	実施項目 (○印)	備考
機 関 本 体	外観汚損・塗料の剥離・発錆の有無	○	
	各器具の取付状態	○	
	クランク軸デフレクション測定	○	
	各種配管及びジョイント部の弛み有無	○	
吸 排 気 系	バルブクリアランスの点検・調整	○	
	エアーエレメントの清掃点検	○	6年毎交換
	過給機異常の有無	○	
潤 滑 油 系	エンジンオイルの油量確認・汚損の有無	○	2年毎交換
	オイルエレメント汚損の有無・交換	○	2年毎交換
	油漏れの有無	○	
	ブローバイホース劣化・損傷の有無	○	
燃 料 系	ポンプ機能異常の有無	○	
	噴射タイミング確認・調整	○	運転時に確認
	燃料噴射ノズル圧力確認・調整	○	
	燃料エレメント汚損の有無・交換	○	2年毎交換
	燃料タンクの残量確認・ドレン抜き	○	
	燃料洩れの有無	○	
冷 却 水 系	冷却水の水量確認・汚損の有無	○	2年毎交換
	ファンベルトの弛み及び劣化・損傷の有無	○	3年毎交換
	ラジエータの変形・損傷の有無	○	
	水タンクの腐食・損傷の有無	○	
	ラジエータホースの劣化・損傷の有無	○	2年毎交換
	冷却水ヒータ損傷・断線の有無	○	6年毎交換
	冷却水ヒータホース劣化・損傷の有無	○	6年毎交換
	サーモスタット動作の良否	○	6年毎交換
	水洩れの有無	○	
	予熱栓損傷・断線の有無	○	
電 装 系	接点・端子・配線の損傷・断線の有無	○	
	掛かり具合・排気色の状態確認	○	
運 転 確 認	各計器の指示確認	○	
	異音・異常振動等の有無	○	
	潤滑油・燃料・冷却水・排気の洩れ確認	○	

(注) 本設備に該当する項目を実施します。

別添3-9 メーカー別点検内容⑥

点検表の四種点検に該当する点検を行う。

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無	不適 合
レ	E	R	A	T	C	L	W	—	*	*

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区分	点 検			毎週	毎月	一種 点検	二種 点検	三種 点検	四種 点検	五種 点検	結果 記号	備 考
	点 検 箇 所	No.	点 検 内 容									
運 転 確 認	エンジン作動確認運転	1	始動性確認		○	○	○	○	○	○		毎週1回無負荷運転（3～5分） 毎月1回負荷運転が望ましい （1/2負荷以上で15～30分）
	外回りのボルト・ナット	2	点検・増し締め				○	○	○	○		
	外観	3	油、水、燃料もれ、サビ等		○	○	○	○	○	○		
	排気の状態	4	排気色、ガスもれ		○	○	○	○	○	○		
	振動・異音・異臭	5	異常有無の点検		○	○	○	○	○	○		
	計 器	6	油圧計 作動点検（運転前、運転時）		○	○	○	○	○	○		
		7	水温計 作動点検（運転前、運転時）		○	○	○	○	○	○		
		8	油温計 作動点検（運転前、運転時）		○	○	○	○	○	○		
		9	回転計 作動点検（運転前、運転時）		○	○	○	○	○	○		
		10	燃料計 作動点検（運転前、運転時）		○	○	○	○	○	○		
エ ン ジ ン	外周り全般	11	漏れ、汚損等の点検			○	○	○	○	○		
		12	損傷及び発錆有無の点検			○	○	○	○	○		
	ロッカカバー	13	油漏れ、ガスケットの亀裂等の有無点検		○	○	○	○	○	○		
		14	ガスケット交換				○	◎	◎	◎		
	シリンダヘッド	15	燃料面分解整備							◎		
	バルブガイド	16	点検、分解							◎		
	吸排気バルブ	17	点検、摺り合わせ							◎		
	バルブリアランス	18	点検調整				○	○	○	○		吸気 * * mm 排気 * * mm
	ブッシュロッド	19	損傷・変形点検							○		
	カムシャフト	20	損傷・摩耗・変形点検							○		
	ピストン	21	損傷・摩耗・変形点検、各部計測							○		
	ピストンリング	22	損傷点検、各部計測							○		
		23	各部計測、交換							◎		
	コンロッドメタル	24	点検、計測（交換）							◎		
	シリンダライナ	25	損傷・摩耗・変更点検、各部計測							○		
	シリンダライナO-リング	26	交換							◎		
本 体	クランクシャフト	27	損傷・摩耗点検							○		
	メインベアリング	28	点検、計測（交換）							○		
	パイプレーションダンパ	29	油漏れ、ラバー亀裂等の点検			○	○	○	○	○		
		30	交換							◎		
	ラバーホース、クランプ	31	点検、交換				○	○	◎	◎		
	エンジンオイル	32	油量点検補給		○	○	○	○	○	○		
		33	水・燃料の混入有無点検		○	○	○	○	○	○		*オイル分析はオプションとする
		34	オイル交換					◎	◎	◎		
	オイルフィルタ	35	エレメント交換					◎	◎	◎		
	油圧ガバナオイルフィル	37	エレメント交換					◎	◎	◎		
潤 滑 油 系 統	オイルクーラ	38	汚れ・目詰まり・水漏れ有無点検							○		
	オイルポンプ	39	外観変色有無点検							○		
	潤滑油圧力	40	点検・調整				○	○	○	○		
	パイピング全般	41	締付・損傷等の点検		○	○	○	○	○	○		

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無	不適 合
レ	E	R	A	T	C	L	W	—	*	

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区 分	点 検			毎 週	毎 月	一 種 点 検	二 種 点 検	三 種 点 検	四 種 点 検	五 種 点 検	結 果 記 号	備 考
	点 検 箇 所	No.	点 検 内 容									
燃 料 系 統	燃料タンク	42	油量点検		○	○	○	○	○	○		約 * * L / * * L
	タンク容量 (* * リットル)	43	水抜き				○	○	○	○		
		44	内部点検 (サビ・塗装はがれ等)						○	○		※仕様により異なる
	燃料フィルタ	48	エレメント交換					◎	◎	◎		
	燃料噴射ポンプ	49	分解点検							◎		
		50	機能確認 (運転時)						○	○		
	燃料噴射タイミング	51	点検、調整				○	○	○	○		* * B.T.D.C
	ノズルチップ	52	噴霧・噴射圧力点検調整					○	○	○		
		53	ノズルチップ交換						◎	◎		
冷 却 水 系 統	冷却水槽	54	水量点検、補給		○	○	○	○	○	○		
		55	内部点検 (サビ・塗装はがれ等)				○	○	○	○		※仕様により異なる
		56	ボールタップ機能点検				○	○	○	○		
		57	冷却水交換					○	◎	◎		
	ラジエータ	58	水量点検、クーラント濃度点検		○	○	○	○	○	○		濃度 * * %
		59	冷却水交換					◎	◎	◎		
		60	フィン点検・清掃		○	○	○	○	○	◎		
	電磁弁、減圧弁	61	機能点検				○	○	○	○		
	ストレーナ	62	分解点検、清掃				○	○	△	◎		
	ラバーホース	63	交換						◎	◎		
	水ポンプ	64	点検及び給脂				○	○	○	○		
		65	メカニカルシール及びベアリング交換							◎		
	V-ベルト (水ポンプ、ファン)	66	張り及び損傷の有無点検		○	○	○	○	○	○		
		67	交換						◎	◎		
	サーモスタット	68	機能点検、交換						◎	◎		
	テンションプーリー	69	給脂						○	○		
吸 排 気 系 統	冷却水パイプ	70	点検、分解清掃							◎		
	熱交換器	70	点検、清掃							○		
	エアクリーナ	71	エアーエレメント点検、清掃				○	○	○	○		
		72	エレメント (プレクリーナ) 洗浄、交換				○	○	◎	◎		
	ターボチャージャ	73	汚れ、作動 (ロータ手回し) 点検				○	○	○	○		
		74	交換							◎		
始 動 停 止 装 置	排気マフラ	75	点検、ドレン抜き				○	○	○	○		
	空気冷却器	76	締付点検、清掃、交換							◎		
	スタータ	77	機能点検、交換		○	○	○	○	○	◎		
	オルタネータ	78	機能点検、交換		○	○	○	○	○	◎		※オルタネータ装着のもの
	バッテリー	79	液漏れ・ (バッテリー液面) ・配線締付点検		○	○	○	○	○	○		
		80	セル電圧・内部抵抗 (電解液比重) 測定				○	○	○	○		
		81	(触媒栓交換)						*	*		* 触媒栓は 5 年毎に交換 (費用は別途)
		82	バッテリー交換							*		* バッテリーは 6 年毎に交換 (費用は別途)

点検種別

一種	二種	三種	四種	五種
6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎

点検種別のうち、毎週および毎月は都度お客様にて実施願います。

結果 記号	異常 無	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	分解	該当 無	不適 合
レ	E	R	A	T	C	L	W	—	*	

○：点検、◎：分解整備による修正または交換

区 分	点 検		毎 週	毎 月	一 種 点 検	二 種 点 検	三 種 点 検	四 種 点 検	五 種 点 検	結 果 記 号	備 考
	点 検 箇 所	No.									
始 動 停 止 装 置	エ ア 動 機	スターティングバルブ	83	点検				○	◎		
		分配弁	84	点検				○	◎		
		電磁弁	85	点検、清掃			○	○	○	◎	
		コンプレッサー	86	油量点検、補給		○	○	○	○		
			87	ベルト張り点検、交換	○	○	○	○	◎		
			88	分解整備					◎		
		エアータンク	89	圧力計点検	○	○	○	○	○		
			90	ドレン抜き	○	○	○	○	○		
			91	安全弁作動点検					○		
	始 動 補 助 装 置	ウォータヒータ	92	機能点検、交換	○	○	○	○	◎	◎	* * A
		JW制御スイッチ	93	機能点検、交換			○	○	◎	◎	
		オイルヒータ	94	機能点検、交換	○	○	○	○	◎	◎	
		予熱栓	95	機能点検	○	○	○	○	◎		
		オイルブライミングポンプ	96	作動点検	○	○	○	○	○		
計 器 類	ストップソレノイド	97	停止及び復帰機能点検	○	○	○	○	○	○		
	コントロール機構	98	ジョイント部作動点検			○	○	○	○		
		99	ボールジョイント交換						◎		
補 機 類 そ の 他	全般	100	漏れ・損傷点検	○	○	○	○	○	○		
	計器類	101	指示不良・損傷有無点検	○	○	○	○	○	○		
	防振ゴム	102	点検		○	○	○	○	○		
補 機 類 そ の 他	基礎ボルト	103	点検		○	○	○	○	○		
	カップリング	104	点検			○	○	○	○		※仕様により異なる
	ガバナモータ	105	作動点検			○	○	○	○		※仕様により異なる
補 機 類 そ の 他	室内換気扇	106	作動点検		○	○	○	○	○		
	燃料移送ポンプ	107	作動点検		○	○	○	○	○		
	燃料返油電動ポンプ	108	作動点検		○	○	○	○	○		
	電磁弁	109	点検、分解清掃		○	○	○	○	◎		
	燃料流量計	110	作動点検		○	○	○	○	○		
発 電 機	別置ラジエータ	111	作動点検		○	○	○	○	○		
	本体全般	112	外観点検	○	○	○	○	○	○		
		113	損傷及び発錆状況の確認	○	○	○	○	○	○		
		114	絶縁抵抗測定			○	○	○	○		
	エンジンとの結合部	115	締付点検						○		
自 動 始 動 発 電 機 機 盤	出力電線	116	締付・損傷等の点検			○	○	○	○		
	本体全般	117	外観点検	○	○	○	○	○	○		
		118	点検機能点検	○	○	○	○	○	○		
		119	ランプ点検	○	○	○	○	○	○		
	計器類	120	損傷及び機能点検	○	○	○	○	○	○		
	ブライミングポンプ	121	自動運転機能点検	○	○	○	○	○	○		
	充電装置	122	充電電圧点検		○	○	○	○	○		
	保護装置	123	保護・表示・アラーム機能点検			○	○	○	○		
		124	表示ランプ点検			○	○	○	○		
	起動・停止装置	125	タイムスケジュール点検		○	○	○	○	○		
そ の 他		126									
		127									

別添 3-10 各施設蓄電池仕様及び点検基準値

施設名	使用箇所	メーカー	型式	製造年月	数量	製造番号	点 検 基 準 値			
							各セル電圧 (V)	比 重	内部抵抗値 (mΩ)	締付けトルク (N・m {kgf・cm})
日永浄化センター2系	蓄電池盤	GSユアサ	SNS-150	2020年11月	150	SZAUMB	2.10～2.55	—	0.79以上	17.2±2.5(175±25)
	直流電源盤	GSユアサ	SNS-50-12	2023年1月	54	TGATIS	12.60～14.20	—	9.36以上	4.9±0.5(50±5)
	自家発	GSユアサ	SNS-300	2018年1月	12	SPCNHF	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
日永浄化センター3系	蓄電池盤 (旧)	GSユアサ	AHH100SE	1997年11月	86	V05346	1.36±0.05	1.160～1.250 (20℃)	—	9.8±1.0 (100±10)
	蓄電池盤 (新)	GSユアサ	SNS-100-6	2015年5月	54	AWEFPU	6.30～7.24	—	2.90以上	4.9±0.5(50±5)
日永浄化センター4系	直流電源盤	GSユアサ	SNS-50-12	2013年2月	54	RW1SRD	12.60～14.20	—	9.36以上	4.9±0.5(50±5)
	自家発	GSユアサ	SNS-300	2024年3月	24	TKBWEB	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
橋北ポンプ場	直流電源盤	エナジーウィズ	MSJ-150	2024年1月	54	XA-367	2.10～2.55	—	1.10未満	17.2±2.5{175±25}
	自家発	古河	HS-250E	2021年8月	12	3562	2.18±0.05	1.240±0.010 (20℃)	—	17.2±2.5{175±25}
納屋ポンプ場	直流電源盤	新神戸	MSJ-50-12	2011年2月	9	KB-154	12.80～14.60	—	8.02未満	4.9±0.5{50±5}
	自家発	GSユアサ	SNS-300	2016年2月	12	SITATV	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
阿瀬知ポンプ場	直流電源盤	新神戸	MSJ-50-12	2011年2月	9	KB-143	12.80～14.60	—	8.02未満	4.9±0.5{50±5}
	自家発	GSユアサ	HS-400E	2021年10月	12	TCLMKE	2.18±0.05	1.240±0.010 (20℃)	—	17.2±2.5(175±25)
	自家発	GSユアサ	MSE-300	2018年12月	12	SSJQHT	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
常磐ポンプ場	直流電源盤	GSユアサ	SNS-100-6	2011年1月	54	RQQNKU	6.30～7.24	—	2.90以上	4.9±0.5(50±5)
	自家発	古河	MSE-200	2020年2月	24	96911	2.10～2.40	—	0.80未満	17.2±2.5{175±25}
朝日町ポンプ場	直流電源盤	GSユアサ	AHH40SE	2011年1月	86	209372792	1.36±0.07	1.170～1.230 (20℃)	—	9.8±1.0 (100±10)
	自家発	GSユアサ	SNS-300	2024年3月	12	TJUSOT	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
	常用自家発	GSユアサ	SNS-300	2014年2月	12	SBRIRK	2.10～2.55	—	0.57以上	17.2±2.5(175±25)
高砂ポンプ場	直流電源盤	新神戸	MSJ-100-6	2009年2月	18	1B-327	6.36～7.40	—	2.94未満	4.9±0.5{50±5}
中央ポンプ場	自家発	GSユアサ	MSE-200	2019年8月	12	SUXITJ	2.10～2.55	—	0.67以上	17.2±2.5(175±25)
泊汚水中継ポンプ場	直流電源盤	古河	MSE-50-12	2015年9月	9	77918	12.60～14.40	—	9.7未満	4.9±0.5{50±5}
	自家発	GSユアサ	MSE-100-6	2024年2月	4	TKDUPJ	6.30～7.24	—	2.90以上	4.9±0.5(50±5)
智積ポンプ場	直流電源盤	古河	MSE-50-12	2021年1月	9	59940	12.60～14.40	—	9.7未満	4.9±0.5{50±5}
	自家発	GSユアサ	MSE-200	2019年8月	12	RUSBHP	2.10～2.55	—	0.67以上	17.2±2.5(175±25)
南部第1ポンプ場	自家発	GSユアサ	HSE- 80-6	2024年11月	12	TLXVBV	6.30～7.24	—	—	4.9±0.5(50±5)
南部第2ポンプ場	自家発	GSユアサ	HSE- 80-6	2024年11月	12	TLXVDT	6.30～7.24	—	—	4.9±0.5(50±5)
海山道ポンプ場	自家発	古河	HSE-100-6	2021年9月	4	79486	6.30～7.20	—	3.6未満	4.9±0.5{50±5}
采女汚水中継ポンプ場	自家発	GSユアサ	MSE-100-6	2021年11月	12	TCRVQD	6.30～7.24	—	2.90以上	4.9±0.5(50±5)
八剣ポンプ場	自家発	古河	HS-200E	2021年7月	12	3291	2.18±0.05	1.240±0.010 (20℃)	—	17.2±2.5{175±25}
波木汚水中継ポンプ場	直流電源盤	エナジーウィズ	MSJ-50-12	2022年10月	9	VJ-154	12.80～14.60	—	8.02未満	4.9±0.5{50±5}
	自家発	GSユアサ	MSE-100-6	2022年1月	12	RUSBHP	6.30～7.24	—	2.90以上	4.9±0.5(50±5)

水質等試験項目一覧表 (1)										検 体 採 取 場 所																			
項目	日永第2系統																			日永第3系統									
	水処理					放流		分水橋		汚泥サービスタンク		返送ピット	脱水機	水処理					放流		管内生汚泥ポンプ		返送ピット	管内内縮ポンプ		移送ポンプ	移送ポンプ	移送ポンプ	脱水機
	着水井	初沈入口	初沈出口	反応タンク	高濃度汚水	減菌水路	自動採水器	生汚泥	濃縮汚泥	余剰汚泥	脱水ケーキ	着水井	初沈出口	反応タンク	返流水	雑排水	減菌水路	生汚泥	余剰汚泥	重力濃縮汚泥	余剰汚泥	移送ポンプ	機械濃縮汚泥	混合汚泥	脱水ケーキ				
1 pH 値				1回/月	1回/月	2回/月	2回/年	1回/月	1回/月	1回/月																			
2 SS	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	2回/年	1回/月	1回/月	1回/月		2回/月	2回/年				4回/年	4回/年	2回/月	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
3 BOD	2回/月	1回/月	1回/月		1回/月	2回/月	2回/年					2回/月					4回/年	4回/年	2回/月										
4 大腸菌数						2回/月													2回/月										
5 透明度						2回/月													2回/月										
6 溶存酸素						2回/月													2回/月										
7 COD	2回/月				4回/年	2回/月	2回/年					2回/月				4回/年	4回/年	2回/月											
8 塩素イオン	2回/月					2回/月						2回/月						2回/月											
9 全窒素	2回/月				4回/年	2回/月	2回/年					2回/月				4回/年	4回/年	2回/月											
10 全リン	2回/月				4回/年	2回/月	2回/年					2回/月				4回/年	4回/年	2回/月											
11 全残留塩素	2回/月					2回/月						2回/月						2回/月											
12 アモニウム性窒素	2回/月			2回/月		2回/月						2回/月		2回/月				2回/月											
13 亜硝酸性窒素	2回/月			2回/月		2回/月						2回/月		2回/月				2回/月											
14 硝酸性窒素	2回/月			2回/月		2回/月						2回/月		2回/月				2回/月											
15 脂肪酸付着剤	2回/月					2回/月						2回/月						2回/月											
16 特定抽出物質(鉱油・動植物油脂)	2回/月					2回/月						2回/月						2回/月											
17 フェノール類	1回/年					12回/年						1回/年						12回/年											
18 シアン化合物	1回/年					12回/年						1回/年						12回/年											
19 アルキル水銀	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
20 有機リン化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
21 砒素及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
22 全水銀	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
23 ふっ素及びその化合物	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
24 重金属及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
25 鉛及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
26 クロム及びその化合物	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
27 銅及びその化合物	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
28 亜鉛及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
29 溶解性亜鉛	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
30 溶解性鉄	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
31 溶解性マンガン	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年					12回/年											
32 六価クロム化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
33 PCB	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
34 トリクロロフェン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
35 トリクロロフェン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
36 1,1,1-トリクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
37 四塩化炭素	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
38 ジクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
39 1,2-ジクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
40 1,1-ジクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
41 1,1,2-ジクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
42 1,1,2-トリクロロエタン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
43 1,3-ジクロロベンゼン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
44 チウラム	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
45 シマジン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
46 チオベンカルブ	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
47 ベンゼン	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
48 セレン及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
49 ほう素及びその化合物	1回/年					12回/年						2回/年	1回/年					12回/年											2回/年
50 含水率												12回/年																	12回/年
51 強熱減量								4回/年	4回/年	4回/年	4回/年							4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
52 強熱残留物								4回/年	4回/年	4回/年	4回/年							4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
53 汚泥発熱量 (高位)												4回/年																	4回/年
54 1,4-ジオキサン	1回/年					12回/年						1回/年	1回/年				12回/年												1回/年
55 LAS	2回/年					2回/年						2回/年						2回/年											
56 N-BOD						4回/年												4回/年											
57 C-BOD						4回/年												4回/年											
58 マンガン及びその化合物												2回/年																	2回/年

注 1) 自動採水器は 1 回あたり 6 検体とする

水質等試験項目一覧表（1）		検 体 採 取 場 所															
項目	流入	日永第4 系統				橋北ポンプ場		納屋ポンプ場		阿瀬知ポンプ場		常盤ポンプ場		水と緑のせせらぎ広場			
		分配槽	水処理	放流	移送ポンプ	移送ポンプ	汚水井	自動採水器	汚水井	自動採水器	汚水井	自動採水器	汚水井	自動採水器	放流水	滝	噴水
1 p H値	2回/月			2回/月	4回/年	4回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
2 S S	2回/月	2回/年		2回/月	4回/年	4回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
3 B O D	2回/月			2回/月			4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
4 大腸菌数				2回/月											15回/年	15回/年	15回/年
5 透明度				2回/月													
6 溶存酸素				2回/月													
7 C O D	2回/月			2回/月			4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
8 塩素イオン	2回/月			2回/月			4回/年		4回/年		4回/年		4回/年				
9 全窒素	2回/月			2回/月			4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
10 全リン	2回/月			2回/月			4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年			
11 全残留塩素	2回/月			2回/月			4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	15回/年	15回/年	15回/年
12 アモニア性窒素	2回/月		2回/月	2回/月													
13 亜硝酸性窒素	2回/月		2回/月	2回/月													
14 硝酸性窒素	2回/月		2回/月	2回/月													
15 リン酸(無機リン)	2回/月			2回/月													
16 脂肪酸抽出物質(鉱油・動植物油脂)	2回/月			2回/月			4回/年		4回/年		4回/年		4回/年				
17 フェノール類	1回/年			12回/年													
18 シアン化合物	1回/年			12回/年													
19 アルキル水銀	1回/年			12回/年													
20 有機リン化合物	1回/年			12回/年													
21 砒素及びその化合物	1回/年			12回/年													
22 全水銀	1回/年			12回/年													
23 ふっ素及びその化合物	1回/年			12回/年													
24 有機水銀及びその化合物	1回/年			12回/年													
25 鉛及びその化合物	1回/年			12回/年													
26 クロム及びその化合物	1回/年			12回/年													
27 銅及びその化合物	1回/年			12回/年													
28 亜鉛及びその化合物	1回/年			12回/年													
29 溶解性亜鉛	1回/年			12回/年													
30 溶解性鉄	1回/年			12回/年													
31 溶解性マンガン	1回/年			12回/年													
32 六価クロム化合物	1回/年			12回/年													
33 P C B	1回/年			12回/年													
34 トリクロロエチレン	1回/年			12回/年													
35 1,1,2,2-四クロロエチレン	1回/年			12回/年													
36 1,1,1,1-四クロロエタン	1回/年			12回/年													
37 四塩化炭素	1回/年			12回/年													
38 ジクロロメタン	1回/年			12回/年													
39 1,2-ジクロロエタン	1回/年			12回/年													
40 1,1-ジクロロエチレン	1回/年			12回/年													
41 1,1,1,2-ジクロロエタン	1回/年			12回/年													
42 1,1,2,2-四クロロエタン	1回/年			12回/年													
43 1,3-ジクロロベンゼン	1回/年			12回/年													
44 チウラム	1回/年			12回/年													
45 シマジン	1回/年			12回/年													
46 チオベンカルブ	1回/年			12回/年													
47 ベンゼン	1回/年			12回/年													
48 セレン及びその化合物	1回/年			12回/年													
49 ほう素及びその化合物	1回/年			12回/年													
50 含水率																	
51 溶熱減量					4回/年	4回/年											
52 溶熱残留物					4回/年	4回/年											
53 汚泥発熱量（高位）																	
54 1,4-ジオキサン	1回/年			12回/年													
55 LAS	2回/年			2回/年													
56 N-BOD				4回/年													
57 C-BOD				4回/年													
58 マンガン及びその化合物																	

注 1 ） 水と緑のせせらぎ広場に関して、試料採取分析測定は毎月1回行う。ただし、7・8・9月は月2回測定を行うものとする。
注 2 ） 自動採水器は1回あたり6検体とする

別添４－２ 水質等試験項目一覧表（２）、（３）

水質等試験項目一覧表（２）		日永第２系統				日永第３系統			日永第４系統		日永第４系統分水人孔		小規模中継ポンプ場
		敷地境界	脱水機室	減菌水路	終沈	敷地境界	ホッパ－室	減菌水路	敷地境界	減菌水路	敷地境界	減菌水路	敷地境界
	項目	大気	室内	排水	放流水	大気	室内	排水	大気	排水	大気	排水	大気
101	臭気指数	4回/年	4回/年	2回/年		4回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	4回/年	2回/年	10回/年
102	硫化水素	4回/年	4回/年			4回/年	4回/年		4回/年		4回/年		1回/年
103	硫化メチル	4回/年	4回/年			4回/年	4回/年		4回/年		4回/年		1回/年
104	二硫化メチル	4回/年	4回/年			4回/年	4回/年		4回/年		4回/年		1回/年
105	アンモニア	4回/年	4回/年			4回/年	4回/年		4回/年		4回/年		1回/年
106	メチルメルカプタン	4回/年	4回/年			4回/年	4回/年		4回/年		4回/年		1回/年

注１） ５月、７月、８月、９月、１１月、２月の中で測定を実施すること。

注２） 小規模中継ポンプ場の測定については、臭気指数は「高砂ポンプ場、中央ポンプ場、中央マンホールポンプ場、泊污水中継ポンプ場、采女污水中継ポンプ場、南部第１污水中継ポンプ場、南部第２污水中継ポンプ場、海山道污水中継ポンプ場、波木污水中継ポンプ場、磯津中継ポンプ場」の10機場を対象とする。（年1回/機場）

注３） 小規模中継ポンプ場の測定については、臭気指数以外の項目は「智積污水中継ポンプ場」を対象とする。

FAMICの定める「肥料等試験法」試験項目一覧

水質等試験項目一覧表（３）		日永第２系統	日永第３系統
		脱水機	脱水機
	項目	脱水ケーキ	脱水ケーキ
F-1	カドミウム	4回/年	4回/年
F-2	鉛	4回/年	4回/年
F-3	全クロム	4回/年	4回/年
F-4	ひ素	4回/年	4回/年
F-5	全水銀	4回/年	4回/年
F-6	ニッケル	4回/年	4回/年
F-7	全窒素	4回/年	4回/年
F-8	リン酸全量	4回/年	4回/年
F-9	加里全量	4回/年	4回/年

水質試験方法

No.	試験項目	試験方法
1	PH値	環境庁告示
2	浮遊物質	環境庁告示
3	BOD	環境庁告示
4	大腸菌数	環境庁告示
5	透視度	JIS K0102-9
6	溶存酸素	" K0102-32
7	COD	環境庁告示
8	塩素イオン	JIS K0102-35
9	全窒素	環境庁告示
10	全りん	環境庁告示
11	全残留塩素	JIS
12	アンモニア性窒素	JIS
13	亜硝酸性窒素	JIS
14	硝酸性窒素	JIS
15	リン酸イオン態リン	JIS
16	ヘキサン抽出物質(鉱油・動植物油脂)	環境庁告示
17	フェノール類	環境庁告示
18	シアン化合物	環境庁告示
19	アルキル水銀	環境庁告示
20	有機リン化合物	環境庁告示
21	砒素及びその化合物	環境庁告示
22	全水銀	環境庁告示
23	ふっ素及びその化合物	環境庁告示
24	カドミウム及びその化合物	環境庁告示
25	鉛及びその化合物	環境庁告示
26	クロム及びその化合物	環境庁告示
27	銅及びその化合物	環境庁告示
28	亜鉛及びその化合物	環境庁告示
29	溶解性亜鉛	JIS
30	溶解性鉄	環境庁告示
31	溶解性マンガン	環境庁告示
32	六価クロム化合物	環境庁告示
33	PCB	環境庁告示
34	トリクロロエレン	環境庁告示
35	テトラクロロエレン	環境庁告示
36	1.1.1-トリクロロエタン	環境庁告示
37	四塩化炭素	環境庁告示
38	ジクロロメタン	環境庁告示
39	1.2-ジクロロエタン	環境庁告示
40	1.1-ジクロロエレン	環境庁告示
41	シス1.2-ジクロロエレン	環境庁告示
42	1.1.2-トリクロロエタン	環境庁告示
43	1.3-ジクロロプロペン	環境庁告示
44	チウラム	環境庁告示
45	シマジン	環境庁告示
46	チオベンカルブ	環境庁告示
47	ベンゼン	環境庁告示
48	セレン及びその化合物	環境庁告示
49	ほう素及びその化合物	環境庁告示
50	含水率	下水試験方法
51	強熱減量	下水試験方法
52	強熱残留物	計算値による。
53	汚泥発熱量	下水試験方法
54	1,4-ジオキサン	環境庁告示
55	LAS	環境庁告示
56	N-BOD	下水試験方法
57	C-BOD	下水試験方法
58	マンガン及びその化合物	環境庁告示

臭気試験方法

No.	試験項目	試験方法
101	臭気指数	環境庁告示
102	硫化水素	環境庁告示
103	硫化メチル	環境庁告示
104	二硫化メチル	環境庁告示
105	アンモニア	環境庁告示
106	メチルメルカプタン	環境庁告示

肥料等試験法

F-1	カドミウム	FAMICの定める
F-2	鉛	FAMICの定める
F-3	全クロム	FAMICの定める
F-4	ひ素	FAMICの定める
F-5	全水銀	FAMICの定める
F-6	ニッケル	FAMICの定める
F-7	全窒素	FAMICの定める
F-8	リン酸全量	FAMICの定める
F-9	加里全量	FAMICの定める
前処理	溶出試験：環境庁告示第13号（昭和48年2月17日）	
	分解試験：下水試験方法（1997）第5編第2章第2節）	
	含有試験：FAMICの定める「肥料等試験法」	

- 数値の表記方法
 - 報告下限値未満の数値については「<」と表記する（記載例「<0.0005」）
※国交省「水文観測データ統計処理要綱」第3章 第10条2
 - 報告上限値を超える数値については「>」と表記する（記載例「>30」）
 - 大腸菌数の報告下限値「1」未満については、「0」と表記する
- 有効桁の取り扱い
 - 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる
 - 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる
 - pHについては、小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までを表記する
※環境省「公共用水域水質測定結果における数値の取り扱い」
 - 検水採取時の水温、気温については、小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までを表記する
- 平均値の取り扱い
 - 統計処理の対象となる測定データに報告下限値以上の測定データがある場合には、報告下限値未満のデータを報告下限値の数値として取り扱い平均値を算出する。
なお、統計処理の対象となる全ての測定データが報告下限値未満である場合の平均値は報告下限値未満とし、「<」で表記する。
※国交省「水文観測データ統計処理要綱」第3章 第12条
 - 統計処理の対象となる測定データに報告上限値以下の測定データがある場合には、報告上限値を超えるデータを報告上限値の数値として取り扱い平均値を算出する。
なお、統計処理の対象となる全ての測定データが報告上限値を超える場合の平均値は報告上限値超過とし、「>」で表記する。
 - いずれの場合も、平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

別添４－４ 下水道施設自家用電気工作物の保安全管理業務 保安全管理業務委託事業所一覧

施設番号	事業所の名称		事業所の所在地		需要設備容量		非常用予備発電装置		発電所	業種
					受電電圧	設備容量	発電電圧	発電容量		
1	四日市市上下水道局	日永浄化センター第2系統	四日市市	寿町2-8	6000	3155	6000 400	500 500		汚水処理場
2	四日市市上下水道局	日永浄化センター第3系統	四日市市	大字日永1527-1	6000	1275	6000	500		汚水処理場
3	四日市市上下水道局	日永浄化センター第4系統	四日市市	日永東二丁目1360	6000	1750	6000	750		汚水処理場
4	四日市市上下水道局	橋北ポンプ場	四日市市	新浜町17-45	6000	1300	3000 400	500 380		雨水ポンプ場
5	四日市市上下水道局	納屋ポンプ場	四日市市	浜町5-15	6000	600	400	750		雨水ポンプ場
6	四日市市上下水道局	阿瀬知ポンプ場	四日市市	西末広町1-17	6000	900	6000 400	500 320		雨水ポンプ場
7	四日市市上下水道局	常磐ポンプ場	四日市市	曙町28-1	6000	1276	6000	750		雨水ポンプ場
8	四日市市上下水道局	高砂ポンプ場	四日市市	尾上町20-4	6000	200	200	150		雨水ポンプ場
9	四日市市上下水道局	南部第1中継ポンプ場	四日市市	松泉町1	200	48	200	74		汚水ポンプ場
10	四日市市上下水道局	南部第2中継ポンプ場	四日市市	宮東町2-60	200	33	200	78		汚水ポンプ場
11	四日市市上下水道局	智積汚水中継ポンプ場	四日市市	智積町菅原3199-1	6000	200	200	200		汚水ポンプ場
12	四日市市上下水道局	泊汚水中継ポンプ場	四日市市	泊小柳町2-16	6000	100	200	100		汚水ポンプ場
13	四日市市上下水道局	海山道汚水中継ポンプ場	四日市市	海山道町3-117-2	200	13	200	40		汚水ポンプ場
施設番号	事業所の名称		事業所の所在地		需要設備容量		非常用予備発電装置		発電所	業種
					受電電圧	設備容量	受電電圧	設備容量		
14	四日市市上下水道局	采女汚水中継ポンプ場	四日市市	采女町1846	6000	100	200	100		汚水ポンプ場
15	四日市市上下水道局	朝日町ポンプ場	四日市市	西末広町1-17	6000	810	6000	1500	種類DE容量750kVA 発電電圧440V1台	雨水ポンプ場
16	四日市市上下水道局	三滝通り第1地下ポンプ場	四日市市	元新町6	6000	300				汚水ポンプ場
17	四日市市上下水道局	三滝通り第2地下ポンプ場	四日市市	諏訪町15	6000	300				汚水ポンプ場
18	四日市市上下水道局	納屋運河地下ポンプ場	四日市市	尾上町地内	6000	200				雨水ポンプ場
19	四日市市上下水道局	八剣地下ポンプ場	四日市市	赤堀3	6000	150	400	210		雨水ポンプ場
20	四日市市上下水道局	新正地下ポンプ場	四日市市	新正4-62-1	6000	200				雨水ポンプ場
21	四日市市上下水道局	安島地下ポンプ場	四日市市	安島2-5-3	6000	150				雨水ポンプ場
22	四日市市上下水道局	浜田地下ポンプ場	四日市市	北浜田町地内	6000	250				雨水ポンプ場
23	四日市市上下水道局	富田浜元町2・8区画地下ポンプ場	四日市市	富田浜元町947-17	6000	100				雨水ポンプ場
24	四日市市上下水道局	諏訪公園雨水調整池	四日市市	諏訪栄町22	6000	400				雨水調整池
25	四日市市上下水道局	阿瀬知雨水1号幹線排水施設	四日市市	本町6番	6000	300				雨水調整池
26	四日市市上下水道局	中央通り貯留管排水施設	四日市市	三栄町12	6000	300				雨水調整池
27	四日市市上下水道局	水と緑のせせらぎ広場	四日市市	富田一色町地内	6000	85				修景施設
28	四日市市上下水道局	波木汚水中継ポンプ場	四日市市	波木町加登美地内	6000	150	200	150		汚水ポンプ場
29	四日市市上下水道局	浜田通り貯留管排水施設	四日市市	昌栄町90-1	6000	500				雨水調整池

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

- ① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。ただし、定例の保安管理業務は、新たに自家用電気工作物を設置する場合は、監督官庁から保安管理業務外部委託承認を受けたときから開始するものとし、電気主任技術者の選任等からの切替え、乙以外からの外部委託先の変更、自家用電気工作物の譲渡及び地位承継の場合は、この契約の有効期間開始日から開始するものとします。
 - ア 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表 1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。
 - イ 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。
 - ウ 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週 1 回工事期間中の点検（具体的基準は、別表 2「工事期間中に關する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。
ただし、内燃力発電所については、経済産業省告示第 2 4 9 号第 4 条の規定により点検は行わないものとします。
 - エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲より通知を受けたときは、電話により、又は甲の依頼により出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につくとるべき措置を指導し、助言を行います。
この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。
また、乙が行う事故原因の探求の結果、系統側（商用側）に起因する事由であったときは、乙は甲へ通知をし、その通知を行ったときに甲の依頼があった場合に限り、乙は発電所の運転の措置を行うことができるものとします。
 - オ 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。
 - カ 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。
 - キ 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。
 - ク 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び O F ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用状況の把握並びに適正な管理に關する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
 - ケ 甲の依頼により、絶縁監視装置に付属する電力監視機能部（以下「電力監視機能部」という。）を活用する場合には、電力デマンド監視業務を行います。
- ② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。
 - ア 電気工作物の工事、維持及び運用に關する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。
 - イ 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。
 - ウ 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務、測定業務、開閉器等の操作業務、及びその他業務を行います。
 - エ 系統側（商用側）に起因する事由により必要となる発電所の運転又は停止の措置については、甲において行い、乙へ報告するものとします。ただし、甲の依頼により乙において発電所の運転又は停止の措置を行うことができるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。
 - ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - (ア) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備等（電気設備の基礎、発電所の支持物等）
 - (イ) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 1 7 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、パワーコンディショナ、オートメーション化された工作機械群等）
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - (カ) 点検にボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の専門知識及び技術を有する設備等
 - (キ) 発電設備の運転操作及び停止操作が機器本体で行うことができないパワーコンディショナ（遠隔制御、外部端末接続等）
 - イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、水上又は高所、傾斜地での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
 - エ 可搬型機器及びこれに付属する電線等及び支持物のうち、点検時事業場に設置されていないもの。
 - オ 発電設備のうち電気設備以外（内燃機関、蒸気機関、支持物、土木技術等）である自家用電気工作物
 - カ 感染症等の影響により、立入が制限される場所

(3) 上記 (2) において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、必要に応じて保安業務担当者等が指導もしくは点検を行うものとします。

2 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

① 遅滞なく連絡する事項

- ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- イ 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
- ウ 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。
- エ 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- オ 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
- カ 系統側（商用側）に起因する事由により発電所の運転又は停止の措置が必要な場合。

② その他連絡する事項

- ア 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教示し、又は実地指導訓練を行う場合。
- エ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- オ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- カ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備、発電設備の使用区域を変更する場合。
- キ 委託者（甲）、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- ク 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- ケ 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
- コ 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- サ 充電中の電気工作物に接近、又は接近する恐れがある作業等を行う場合。
- シ その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- ス 緊急時の連絡先等を変更する場合。

(2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
- イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
- ウ 緊急時の連絡先等を変更する場合。
- エ その他必要な事項。

3 発電設備等の分解・整備、基礎・支持物点検等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、基礎・支持物点検、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を提示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

4 発電所担当者等

- (1) 甲は、保安規程による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電所担当者又は第4項第1号の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器等（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置等機器は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、配線などの施設の利用について無償にて便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。ただし、絶縁監視装置等機器を設置するために多額の費用を要するものについては、その費用負担について甲乙協議を行うものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を乙の許可なく無断で移設、取外し、改造等を行わないものとします。

6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 乙は、電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 前号の調査および措置について、甲は乙に協力するとともに、乙からの通知または改修依頼等を受けた場合は、速やかに改修するものとします。
- (3) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効したときは、絶縁監視装置等機器を撤去するものとし、甲は、撤去のために協力するものとします。また、甲は、乙が撤去をするにあたり停電の措置等が必要な場合は、本契約が解除又は失効したときから3か月以内に停電の措置等に協力するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3) 絶縁監視装置等機器の設置に関して第5項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、乙から通知又は改修依頼等を受け速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。
- (3) 甲は、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を甲の責任及び負担において実施し、乙にその結果を報告するものとします。
- (4) 乙は、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないものとします。
- (5) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が、乙が通知又は改修依頼をした日から1か年間以上にわたって改修されず、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 停電を伴う定期点検の措置等

- (1) 乙は、甲の保安規程に基づき停電を伴う定期点検を実施するものとし、甲へ実施計画を通知するものとします。また、甲は停電を伴う定期点検の実施計画に協力するものとします。
- (2) 前号により、停電のために必要となる甲の事業場内の、停電の周知、機器停止等の準備、甲の関係者への連絡及び予備電源等の一切の措置等は、甲の責任及び負担において停電前までに実施するものとし、乙は実施しないものとします。
- (3) 前号により、甲が実施した措置等については、送電後の復旧等については、甲の責任及び負担において実施するものとし、乙は実施しないものとします。
- (4) 乙は、甲へ通知した停電を伴う定期点検の実施月から3か月以内に、甲が停電を伴う定期点検に協力しないことにより実施できなかった場合は、この契約を解除できるものとします。

10 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線、区分開閉器、電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
受電設備（二次変電設備）・受変電設備	遮断機、高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸化度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器、断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸化度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事（接地線・保護管）	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備受電室建物キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
備・受電設備	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	
受変電設備（低圧）	電動機、電熱器、電気溶接機、その他の電気機器類、照明装置、配線及び配線管、接地装置、配電線の電線等、及び支持物、小規模発電設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1、6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
常用予備発電装置	内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○※9	○※9	○※9	
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断機、開閉器、その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
発電所	内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
		単独運転検出			○	
		発電状況確認			○	
	遮断機、開閉器、その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備と同じ

- 注(1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとし、す。「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - イ 電線と他物との離隔距離の適否
 - ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないことがあります。
- (3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うもの
- (4) 年次点検(無停電)は無停電で行う点検で、年次点検(停電)は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検(実施する場合は3年に1回は年次点検(停電)を行うものとし、す。ただし、発電所においては年次点検(無停電)を行います。
- 年次点検(無停電)は、信頼性が高い設備で、年次点検(停電)と同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行合に実施いたします。
- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに地及び他の電路と絶縁されている。
 - イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下である。
 - ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
 - エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧周波数(回転数)が正常である。
 - オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (6) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過行うものとし、す。ただし、年次点検(無停電)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、より上記の経過年数毎に行うものとし、す。なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過行うものとし、す。ただし、年次点検(無停電)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、より上記の経過年数毎に行うものとし、す。なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合点検時、誤差試験を年1回行うものとし、す。
- (11) ※9を付した起動試験は、甲の依頼により乙が行う定期点検時に実施できない場合は、甲の責任と負担において起動その結果を書面等により乙へ報告するものとし、す。

別表 2

工事期間中に關する点検の基準

電氣工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線区分開閉器、電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備（二次変電設備） ・ 受変電設備	遮断機、高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、電力用ヒューズ、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備、受電室建物、キュービクル式受・配電設備の金属制外箱等	外観点検	○
負荷設備 ・ 受変設備（低圧）	蓄電池設備	外観点検	○
	電動機器、電熱器、電氣溶接機、その他の電氣機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置、配電線路の電線等及び支持物、小規模発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	内燃機器及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断機・開閉器その他の電氣機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断機・開閉器その他の電氣機器類	外観点検	○

注（１） 工事中点検は、別表 2 に掲げる電氣工作物の電氣工事を対象に行うものとします。ただし、基礎・支事中は、必要に応じて電話等による問診を行うものとします。

（２） 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。「外観点検」とは、目視により次の点検す。

- ア 電氣工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取り付け状態

別表 3

サイバーセキュリティに関する役割分担

項目	甲の役割	乙の役割
責任	実施範囲、責任範囲の明確化及びその伝達	責任範囲の取組の実行
セキュリティ管理組織	セキュリティ管理責任者の選任、管理状況の確認	セキュリティ管理責任者の選任、管理状況の報告
設備のセキュリティ	対策状況の確認	責任範囲の設備のセキュリティ対策及びその報告
運用のセキュリティ	対策状況の確認	責任範囲の運用のセキュリティ対策及びその報告
セキュリティ事故の対応	セキュリティ事故の確認	責任範囲のセキュリティ事故の報告

注（１） サイバーセキュリティ対策の責任範囲は、乙が甲の承諾を得て設置した遠隔監視・制御システムに限るものとします。

（２） セキュリティ管理組織は保安規程で定める保安に関する組織に準ずるものとします。

（３） セキュリティ管理責任者の不在時等にその業務を代行させるため、代務者を定めるもの

（４） サイバーセキュリティ対策の定期報告等は、契約書第15条の点検結果等の記録に記載します。

別添 4－6 下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務 「みなし設置者」の確認書

下水道施設自家用電気工作物の保安管理業務 「みなし設置者」の確認書

事業場名：

所在地：

この確認書は、四日市市（以下「委託者」という。）と●●●●（受託者名）（以下「受託者」という。）が締結した日永浄化センターほか 4 7 施設包括的民間委託契約に基づき行う、下水道施設の自家用電気工作物の保安管理業務について、「経済産業省 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）に規定の「みなし設置者」に関する必要な事項を定める。

第 1 条 受託者はみなし設置者として、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（事業用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない）の義務を果たす責任を有する。

2 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

3 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保全のためにする指示に従うこと。

4 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

第 2 条 受託者は、事故・故障の発生や発生するおそれがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。

2 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、受託者は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

3 技術基準維持のための措置は、受託者が判断し、速やかに実施するものとする。

第 3 条 みなし設置者ができる手続きは以下のとおりとする。

・保安規程の届出

・電気主任技術者の選任

第 4 条 本確認書に定めがない事項については、別途協定書等にて定める。

第 5 条 本確認書の有効期限は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとする。

この確認の証として、本書 2 通を作成し、委託者受託者各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（委託者）本来設置者

住 所 三重県四日市市堀木一丁目 3 番 1 8 号

名 称 四日市市上下水道局

代表者 四日市市上下水道事業管理者 印

（受託者）みなし設置者

住 所

名 称

代表者

印

別添４－７ 消防用設備等点検業務
 機場消防用設備等(参考)

日永浄化センター	第1系統	消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	13本
	第2系統	消火器具	粉末ABC10型(加圧式)	40本
			粉末ABC10型(蓄圧式)	9本
		自動火災報知設備	受信機(P型1級)	1面
			受信機(P型2級)	1面
			副受信機	1面
			差動式分布型感知器	3個
			差動式スポット型感知器	71個
			定温式スポット型感知器	5個
			煙感知器	11個
			地区音響装置	7個
			発信機	7個
			表示灯	7灯
			常用電源	1組
			予備電源(受信機)	2組
		電動シャッター(注1)	水圧開放装置付電動シャッター	1組
	第3系統	消火器具	粉末ABC10型(加圧式)	23本
			粉末ABC10型(蓄圧式)	44本
		屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組
			制御盤	1面
			消火栓	6組
			起動スイッチ	6個
			水源	1組
			呼水装置	1組
		自動火災報知設備	受信機(P型1級)	1面
			受信機(R型)	1面
			副受信機	2面
			差動式スポット型感知器	39個
			定温式スポット型感知器	179個
			煙感知器	132個
			発信機	20個
			地区音響装置	23個
			表示灯	20灯
			常用電源	2組
			予備電源(受信機)	2組
		誘導灯及び誘導標識	C級	59灯
			B級	11灯
		排煙設備	制御盤(27回線)	2面
			熱感知器(定温)	12個
			煙感知器	8個
			防火ダンパー	21個
			防火戸	3枚
			電動シャッター	1枚
	第4系統	消火器具	粉末ABC10型(加圧式)	23本
			粉末ABC10型(蓄圧式)	57本
			粉末ABC50型(蓄圧式)	3本
		屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組
			制御盤	1面

日永浄化センター	第4系統	屋内消火栓設備	消火栓 起動スイッチ 水源	12組 12個 1組
		自動火災報知設備	受信機（P型） 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 地区音響装置 表示灯 常用電源 予備電源（受信機）	5面 10個 209個 203個 34個 40個 34灯 5組 5組
		誘導灯及び誘導標識	C級 B級	42灯 51灯
		消火器具	粉末ABC10型（加圧式）	19本
		自動火災報知設備	受信機（P型1級） 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 地区音響装置 表示灯 常用電源 予備電源（受信機）	1面 6個 2個 44個 4個 5個 4灯 1組 1組
橋北ポンプ場		誘導灯及び誘導標識	C級	6灯
		消火器具	粉末ABC10型（蓄圧式）	18本
		自動火災報知設備	受信機（P型2級） 煙感知器 地区音響装置 発信機 表示灯 常用電源 予備電源（受信機）	1面 12個 1個 1個 1灯 1組 1組
		誘導灯及び誘導標識	C級	1灯
納屋ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型（加圧式） 粉末ABC10型（蓄圧式） 粉末ABC50型（蓄圧式）	2本 9本 1本
		自動火災報知設備	受信機（P型2級） 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 地区音響装置 発信機 表示灯 常用電源 予備電源（受信機）	1個 2個 1個 15個 3個 3個 3灯 1組 1組
		消火器具	粉末ABC10型（蓄圧式） 粉末ABC20型（蓄圧式）	21本 1本
		自動火災報知設備	受信機（P型1級） 差動式スポット型感知器	1面 22個
常磐ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型（蓄圧式） 粉末ABC20型（蓄圧式）	21本 1本
		自動火災報知設備	受信機（P型1級） 差動式スポット型感知器	1面 22個

常磐ポンプ場		自動火災報知設備	定温式スポット型感知器	4個
			煙感知器	31個
			地区音響装置	3個
			発信機	3個
			表示灯	3灯
			常用電源	1組
			予備電源（受信機）	1組
			電動シャッター（注１）	水圧開放装置付電動シャッター
智積汚水中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	9本
		誘導灯及び誘導標識	C級	6灯
高砂ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	13本
		誘導灯及び誘導標識	C級	4個
		排煙設備	制御盤	1面
			煙感知器	1個
中央ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	5本
			自動火災報知設備	受信機（P型1級）
		定温式スポット型感知器	3個	
		煙感知器	4個	
		発信機	2個	
		表示灯	2灯	
		音響装置	2個	
		常用電源	1組	
予備電源（受信機）	1組			
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	2灯		
泊汚水中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	9本
		誘導灯及び誘導標識	C級	5灯
采女汚水中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	6本
		誘導灯及び誘導標識	C級	5灯
南部第１中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC20型(蓄圧式)	1本
			粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
南部第２中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	2本
		誘導灯及び誘導標識	C級	4灯
海山道汚水中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
波木汚水中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	5本
		誘導灯及び誘導標識	C級	5灯
		自動火災報知設備	受信機（P型1級）	1面
			差動式スポット型感知器	2個
			定温式スポット型感知器	6個
			煙感知器	5個
			表示灯	3灯
音響装置	3個			
常用電源	3個			
予備電源（受信機）	1組			
磯津中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(加圧式)	2本
		誘導灯及び誘導標識	C級	3灯
川島園中継ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
朝日町ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	15本
		誘導灯及び誘導標識	C級	1灯
			B級	1灯

浜田地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
八剣地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
安島地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
納屋運河地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
三滝通り第1地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC20型(蓄圧式)	1本
三滝通り第2地下ポンプ場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本
諏訪公園雨水調整池		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	8本
		自動火災報知設備	受信機(P型2級)	1面
			煙感知器	7個
			地区音響装置	4個
			常用電源	1個
			予備電源(受信機)	1組
		誘導灯及び誘導標識	C級	7灯
中央通り貯留管排水施設		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	3本
		誘導灯及び誘導標識	C級	4灯
阿瀬知雨水1号幹線排水施設		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	2本
		誘導灯及び誘導標識	C級	3灯
浜田通り貯留管排水施設		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	3本
		誘導灯及び誘導標識	B級	11灯
水と緑のせせらぎ広場		消火器具	粉末ABC10型(蓄圧式)	1本

(注1)：水圧開放装置付電動シャッターについて、シャッターが2枚と制御盤が1面で1組とする。

別添 4－8 地下重油タンク点検業務 対象施設一覧表及び点検項目表

1. 対象施設一覧表

	施設名称	所在地	容量[kL]	タンク室	完成年度	前回点検
1	日永浄化センター第2系統	四日市市寿町2-8	8	無	令和7年度	—
2	日永浄化センター第3系統	四日市市大字日永1527-1	1.5	有	昭和59年度	平成28年5月27日
3	日永浄化センター第4系統	四日市市日永東二丁目1360	10	有	平成27年度	平成28年5月27日
4	日永浄化センター焼却炉	四日市市寿町2-8	30	有	昭和53年度	平成28年5月27日
5	橋北ポンプ場	四日市市新浜町17-45	15	無	昭和48年度	令和元年8月5日
6	常磐ポンプ場	四日市市曙町28-1	15	無	平成25年度	令和元年8月5日
7	朝日町ポンプ場	四日市市西末広町	12	有	平成27年度	令和元年8月7日
8	納屋ポンプ場	四日市市浜町5-15	10	有	平成27年度	令和元年7月31日

2. 点検項目表

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎 イ 上部スラブ ロ マンホール	・ 亀裂、崩没、沈下等の異常の有無を点検する。 ・ パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ・ プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無を点検する。汚れ又は滞水、滞油若しくは堆積物がある場合は清掃又は除去する。
2 本体	・ 微減圧法＋液相部検査等により漏れ点検を行う。 ・ 漏洩検査管により漏れの有無を点検する。
3 通気口	・ 取付けの良否を点検する。 ・ 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。
4 計量口及び注油口	・ 変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことを確認する。
5 注入口ピット	・ 割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。堆積物がある場合は清掃する。 ・ 油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。汚れがある場合は清掃する。
6 配管	・ 微加圧法等により埋設部の漏れの有無を点検する。
7 弁	・ 漏れ及び損傷等の劣化の有無並びに作動の良否を点検する。
8 配管点検ボックス	・ 割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。堆積物がある場合は清掃する。
9 端子箱	・ 箱の損傷及び端子の緩みの有無を点検する。損傷が軽微の場合は補修する。
10 アース	・ 断線及び緩みの有無を点検する。 ・ 接地抵抗を測定し、その値が規定値にあることを確認する。
11 標識及び掲示板	・ 汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。汚れがある場合は清掃する。
12 消火器	・ 設置場所及び数並びに交換時期を確認する。

別添6－1

ユーティリティ（電気、電話、水道、薬品、燃料等）の調達業務

年間使用量及び年間費用

令和4年度 ユーティリティ費	電灯		低圧電力		上水		下水		ガス		A重油		軽油		通信費	委託額	高圧電力（市が別契約）		総額
	kW	円	kW	円	m	円	m	円	m	円	kℓ	円	ℓ	円	円	円	kW	円	円
日永浄化センター第2系統					338	286,883			286	73,075			389	58,947	661,644	793,666	5,131,013	139,868,488	140,662,154
日永浄化センター第3系統											300	28,875			82,910	398,668	3,000,126	80,244,690	80,643,358
日永浄化センター第4系統	1,519	55,446	1,584	148,897									50	7,759	189,618	393,961	2,270,588	59,967,104	60,361,065
橋北ポンプ場（渾水池含む）					3,371	2,548,636					1,000	89,650			87,439	2,733,484	402,210	19,215,720	21,949,204
納屋ポンプ場（渾水池含む）	1,841	71,795			2,391	1,655,620					1,000	88,000			90,324	1,905,739	269,735	10,713,313	12,619,052
阿瀬知ポンプ場					8,029	5,879,374					3,000	267,300			141,570	6,235,895	462,079	15,535,141	21,771,036
常盤ポンプ場（落合パイパス含）	4,383	175,896	755	277,883	6,395	5,090,489					8,100	726,825			169,598	196,130	156,282	5,101,164	26,853,034
飯橋汚水中継ポンプ場					27	26,532									169,598	196,130	156,282	5,101,164	5,297,294
中央ポンプ場			4,643	714,893							600	57,750			28,885	801,528			801,528
泊汚水中継ポンプ場					77	46,116							40	6,208	118,118	170,442	52,877	1,604,420	1,774,862
采女汚水中継ポンプ場					6	24,321							85	12,751	176,858	213,930	64,050	2,017,548	2,231,478
南部第1汚水中継ポンプ場	880	30,851	61,625	2,057,136	5	27,637							100	15,519	118,118	2,249,261			2,249,261
南部第2汚水中継ポンプ場	4,951	199,192	46,254	1,359,164	11	25,426							116	17,429	118,118	1,719,329			1,719,329
海山道汚水中継ポンプ場			2,253	224,933									10	1,552	33,255	259,740			259,740
渡木汚水中継ポンプ場																0	647	22,217	22,217
磯津中継ポンプ場	1,601	54,839			20	26,532									360,833	442,204	67,560	2,018,938	2,461,142
高砂ポンプ場					10	143,381					800	71,720			476,717	691,818	44,342	1,617,149	2,308,967
朝日町ポンプ場											1,200	107,580				107,580	98,934	5,534,693	5,642,273
小倉新田地下ポンプ場			8,427	435,170											29,637	464,807			464,807
吉崎地下ポンプ場			15,741	627,697												627,697			627,697
富田浜元地下ポンプ場			482	301,975												301,975			301,975
富田浜元第2地下ポンプ場			2,042	537,213											28,274	565,487			565,487
富田浜地下ポンプ場			0	258,613												258,613			258,613
富田浜第2地下ポンプ場			756	503,183											31,589	503,183			503,183
茂福北村地下ポンプ場			7,511	694,920												726,509			726,509
本町地下ポンプ場			807	596,985											31,528	596,985			596,985
浜田地下ポンプ場															31,528		6,208	359,471	390,999
八剱地下ポンプ場	0	4,109													86,644	90,753	7,739	881,944	972,697
新正地下ポンプ場															28,586	28,586	10,115	1,036,649	1,065,235
大井の川地下ポンプ場			674	507,636											27,848	535,484			535,484
塩浜地下道地下ポンプ場			2,083	106,029												106,029			106,029
磯津第3地下ポンプ場			416	121,795												121,795			121,795
磯津第6地下ポンプ場			10	98,531												98,531			98,531
富田浜元町28区画地下ポンプ場																0	3,170	370,007	370,007
安島地下ポンプ場															29,102	29,102	11,525	712,203	741,305
納屋達河地下ポンプ場															28,700	28,700	13,619	1,369,877	1,398,577
富田一丁目雨水調整池			87	135,247											31,545	166,792			166,792
富田四丁目雨水調整池			297	102,618											31,668	134,286			134,286
別名六丁目雨水調整池			334	92,754											38,124	130,878			130,878
日永西一丁目雨水調整池			515	101,862											31,515	133,377			133,377
三滝通り第1地下ポンプ場															118,118	118,118	17,841	2,531,560	2,649,678
三滝通り第2地下ポンプ場															118,118	118,118	22,695	2,571,653	2,689,771
諏訪公園雨水調整池	134	8,627			7	76,901									268,207	353,735	113,471	6,655,688	7,009,423
中央通り貯留管排水施設	278	14,783			2	24,321									499,356	538,460	28,833	2,083,194	2,621,654
阿瀬知雨水1号幹線排水施設																0	25,820	2,648,627	2,648,627
浜田通り貯留管排水施設																0	1,368	93,344	93,344
橋北渾水池（ポンプ場で計上）																0			0
納屋渾水池（ポンプ場で計上）																0			0
阿瀬知・常盤貯留管排水施設	905	36,500	9,718	457,751											354,575	848,826			848,826
水と緑のせせらぎ広場	2,627	80,839	3,430	96,690	495	352,405	219,000	5,853,870								6,383,804	28,428	853,866	7,237,670
合計	19,119	732,877	170,444	10,559,575	21,184	16,234,574	219,000	5,853,870	286	73,075	16,000	1,437,700	789	120,165	4,756,360	39,768,196	12,687,876	386,069,039	425,837,235

令和4年度 薬品費	高分子凝集剤		次亜ソーダ		苛性ソーダ		ポリ鉄		PAC		消石灰		活性炭		固形塩素		殺虫剤		総額
	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	円
日永浄化センター第2系統	3,750	1,526,250	146,551	4,820,064			54,651	2,134,127											8,480,441
日永浄化センター第3系統	7,200	2,930,400	63,829	2,099,336			195,589	7,637,751											12,667,487
日永浄化センター第4系統			69,070	2,271,712					153,550	3,547,005					1,500	825,000			6,643,717
納屋ポンプ場（渾水池含む）													225	1,656,600					1,656,600
中央ポンプ場													823	898,700					898,700
采女汚水中継ポンプ場													388	518,100					518,100
南部第1汚水中継ポンプ場													286	462,000					462,000
南部第2汚水中継ポンプ場													286	462,000					462,000
諏訪公園雨水調整池																	2	61,600	61,600
中央通り貯留管排水施設													871	950,400					950,400
水と緑のせせらぎ広場			2,000	143,000										45	59,400				202,400
合計（実績時間）	10,950	4,456,650	281,450	9,334,112	0	0	250,240	9,771,878	153,550	3,547,005	0	0	2,879	4,947,800	1,545	884,400	2	61,600	33,003,445

別添 6-1

ユーティリティ（電気、電話、水道、薬品、燃料等）の調達業務

年間使用量及び年間費用

令和5年度 ユーティリティ費	電灯		低圧電力		上水		下水		ガス		A重油		軽油		通信費	委託額	高圧電力（市が別契約）		総額
	kWh	円	kWh	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	kL	円	L	円		円	kWh	円	
日永浄化センター第2系統					1,242	1,003,118			189	47,332	1,000	101,750			671,797	1,823,997	5,162,136	118,377,817	120,201,814
日永浄化センター第3系統					323	271,120									72,936	344,056	2,997,518	64,380,576	64,724,632
日永浄化センター第4系統	1,504	44,389	1,666	146,941											175,032	366,362	2,193,123	46,825,226	47,191,588
橋北ポンプ場（滞水池含む）					4,277	3,210,138					2,000	194,700	78	12,800	89,492	3,507,130	397,812	18,845,153	22,352,283
納屋ポンプ場（滞水池含む）	1,984	62,586			4,017	2,866,478					1,000	97,350			91,841	3,118,255	270,100	10,176,479	13,294,734
阿瀬知ポンプ場					7,424	5,424,726					1,100	107,085			90,874	5,622,685	468,932	13,661,140	19,283,825
常盤ポンプ場（落合バイパス含）	4,073	137,961	791	295,138	6,355	5,033,922					6,150	597,300			130,986	6,195,307	308,482	19,660,724	25,856,031
智積汚水中継ポンプ場					19	26,532					100	11,550			156,552	194,634	150,916	4,277,756	4,472,390
中央ポンプ場			2,879	680,770							400	39,512			26,400	746,682	0	0	746,682
泊汚水中継ポンプ場					13	26,532							50	8,205	109,032	143,769	51,742	1,238,550	1,382,319
米女汚水中継ポンプ場					9	26,532									80,311	106,843	66,292	1,827,498	1,934,341
南部第1汚水中継ポンプ場		19,530	56,577	1,481,667	6	26,532							20	3,282	109,032	1,640,043			1,640,043
南部第2汚水中継ポンプ場	4,780	158,386	54,523	1,148,221	7	26,532							40	6,564	109,032	1,448,735			1,448,735
海山道汚水中継ポンプ場			2,510	217,119									12	1,969	30,485	249,573			249,573
汲木汚水中継ポンプ場					0	12,716									161,040	173,756	58,784	1,536,866	1,710,622
磯達中継ポンプ場	1,760	49,958			15	26,532									360,738	437,228	63,708	1,488,535	1,925,763
高砂ポンプ場					17	134,537					600	59,290			438,666	632,493	45,999	1,428,173	2,060,666
朝日町ポンプ場											1,500	146,025				146,025	85,067	4,859,168	5,005,193
小倉新田地下ポンプ場			14,519	479,863											26,400	506,263			506,263
吉崎地下ポンプ場			69,983	1,340,158												1,340,158			1,340,158
富田浜元地下ポンプ場			492	330,194												330,194			330,194
富田浜元第2地下ポンプ場			2,148	572,681											26,400	599,081			599,081
富田浜地下ポンプ場			13	325,060												325,060			325,060
富田浜第2地下ポンプ場			845	550,825												550,825			550,825
茂福北村地下ポンプ場			2,548	622,090											29,074	651,164			651,164
本町地下ポンプ場			518	602,628												602,628			602,628
浜田地下ポンプ場															29,425	29,425	6,426	270,182	299,607
八剱地下ポンプ場	0	3,550													79,992	83,542	7,738	702,993	786,535
新正地下ポンプ場															26,400	26,400	9,705	873,320	899,720
大井の川地下ポンプ場			678	548,204												574,604			574,604
塩浜地下道地下ポンプ場			2,288	98,019												98,019			98,019
磯津第3地下ポンプ場			469	128,614												128,614			128,614
磯津第6地下ポンプ場			4	105,654												105,654			105,654
富田浜元町28区画地下ポンプ場																0	2,356	278,914	278,914
安島地下ポンプ場															29,229	29,229	13,814	672,925	702,154
納屋達河地下ポンプ場															26,400	26,400	1,861	524,578	550,978
富田二丁目雨水調整池			34	151,338											29,074	180,412			180,412
富田四丁目雨水調整池			285	120,713											29,083	149,796			149,796
別名六丁目雨水調整池			351	99,761											35,146	134,907			134,907
日永西一丁目雨水調整池			445	101,437											29,083	130,520			130,520
三滝通り第1地下ポンプ場															109,032	109,032	18,019	2,630,641	2,739,673
三滝通り第2地下ポンプ場	136	7,651			3	70,011									109,032	109,032	22,652	2,557,006	2,666,038
諏訪公園雨水調整池	277	12,785			2	26,532									247,600	325,262	105,718	6,322,371	6,647,639
中央通り貯留管排水施設															460,944	500,261	29,766	2,022,896	2,523,157
阿瀬知雨水1号幹線排水施設																0	24,503	2,323,409	2,323,409
浜田通り貯留管排水施設					2	25,426									61,490	86,916	48,150	3,919,594	4,006,510
阿瀬知・常盤貯留管排水施設	894	29,542	7,669	367,402											327,300	724,244			724,244
水と緑のせせらぎ広場	3,010	72,264	3,854	78,502	552	393,018	219,600	5,869,908								6,413,692	29,130	704,288	7,117,980
合計	19,084	598,602	226,089	10,592,999	24,283	18,630,934	219,600	5,869,908	189	47,332	13,850	1,354,562	200	32,820	4,641,750	41,768,907	12,640,449	332,386,784	374,155,691

令和5年度 薬品費	高分子凝集剤		次亜ソーダ		苛性ソーダ		ポリ鉄		PAC		消石灰		活性炭		固形塩素		殺虫剤		消臭剤		委託額
	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	
日永浄化センター第2系統	4,050	1,960,200	144,070	6,180,603			27,966	1,245,887													9,386,690.2
日永浄化センター第3系統	8,100	3,920,400	69,725	2,991,202			131,954	5,878,551					2,430	2,268,200							15,058,353.3
日永浄化センター第4系統			68,295	2,929,856					173,290	5,146,713											8,076,568.5
常盤ポンプ場（落合バイパス含）																		18	16,434		16,434.0
智積汚水中継ポンプ場														375	349,800				18	16,434	349,800.0
中央ポンプ場																					16,434.0
泊汚水中継ポンプ場														425	396,000						396,000.0
諏訪公園雨水調整池																	54	92,400			92,400.0
水と緑のせせらぎ広場			2,000	176,000											30	42,900					218,900.0
合計（実績時間）	12,150	5,880,600	284,090	12,277,661	0	0	159,920	7,124,438	173,290	5,146,713	0	0	3,230	3,014,000	30	42,900	54	92,400	36	32,868	33,611,580

別添 6-1

ユーティリティ（電気、電話、水道、薬品、燃料等）の調達業務

年間使用量及び年間費用

令和6年度 ユーティリティ費	電灯		低圧電力		上水		下水		ガス		A重油		軽油		通信費	委託額	高圧電力（市が別契約）		総額
	kW	円	kW	円	m	円	m	円	m	円	kℓ	円	ℓ	円	円	円	kW	円	円
日永浄化センター第2系統					959	807,070			171	45,227	300	36,300			705,168	1,593,765	5,311,230	129,158,366	130,752,131
日永浄化センター第3系統					287	253,021					100	12,100			94,903	360,024	2,953,367	70,094,762	70,454,786
日永浄化センター第4系統	1,518	49,817	1,668	154,197							1,300	157,300			175,032	536,346	2,192,891	51,871,286	52,407,632
橋北ポンプ場（滞水池含む）					4,517	3,386,755					3,800	429,462	800	116,232	90,494	4,022,943	409,663	20,259,960	24,282,903
納屋ポンプ場（滞水池含む）	2,075	72,544			4,531	3,252,474					2,000	222,695			91,907	3,639,620	283,251	11,187,427	14,827,047
阿瀬知ポンプ場					7,194	5,245,350					3,500	386,265			92,651	5,724,266	465,782	14,776,827	20,501,093
常盤ポンプ場（落合バイパス含）	4,051	151,971	792	303,627	6,442	5,105,287					11,200	1,126,620			131,387	6,818,892	330,866	21,271,700	28,090,592
蟹持汚水中継ポンプ場					8	26,532					100	12,100			156,552	195,184	157,195	4,715,181	4,910,365
中央ポンプ場			3,952	718,796							24,000	766,996			24,000	766,996			766,996
泊汚水中継ポンプ場					6	26,532					109,032	135,564			109,032	135,564	60,396	1,592,690	1,728,254
来安汚水中継ポンプ場					8	26,532					78,012	104,544			78,012	104,544	70,244	2,215,209	2,319,753
南部第1汚水中継ポンプ場	663	22,235	57,910	1,723,800	6	26,532					109,032	1,881,599			109,032	1,881,599			1,881,599
南部第2汚水中継ポンプ場	4,882	178,196	53,479	1,294,896	14	26,532					109,032	1,608,656			109,032	1,608,656			1,608,656
海山道汚水中継ポンプ場			2,259	222,861							31,805	254,666			31,805	254,666			254,666
磯津中継ポンプ場	1,445	48,215			64	33,307					361,242	442,764			361,242	442,764	67,650	1,751,461	2,194,225
波木汚水中継ポンプ場					0	17,952					159,368	189,420			159,368	189,420	68,019	1,929,690	2,119,110
高砂ポンプ場					16	134,256					200	24,200			439,729	598,185	44,823	1,526,353	2,124,538
朝日町ポンプ場											2,400	282,150			0	282,150	99,275	5,304,438	5,586,588
小倉新田地下ポンプ場			15,126	543,673							24,000	567,673			24,000	567,673			567,673
吉崎地下ポンプ場			31,838	905,206							20,000	925,206			20,000	925,206			925,206
富田床元地下ポンプ場			934	347,760							0	347,760			0	347,760			347,760
富田床元第2地下ポンプ場			2,278	528,300							24,000	552,300			24,000	552,300			552,300
富田床元地下ポンプ場			0	288,628							0	288,628			0	288,628			288,628
富田第2地下ポンプ場			1,142	571,177							0	571,177			0	571,177			571,177
茂原北村地下ポンプ場			2,031	629,218							29,919	659,137			29,919	659,137			659,137
本町地下ポンプ場			1,082	630,037							0	630,037			0	630,037			630,037
浜田地下ポンプ場											29,937	29,937			29,937	29,937	6,216	309,696	339,633
八剣地下ポンプ場	0	4,111									77,592	81,703			77,592	81,703	7,853	795,015	876,718
新正地下ポンプ場											24,000	24,000			24,000	24,000	10,021	1,081,608	1,105,608
大井の川地下ポンプ場			917	566,368							24,000	590,368			24,000	590,368			590,368
塩浜地下道地下ポンプ場			2,462	109,370							109,370	109,370			109,370	109,370			109,370
磯津第3地下ポンプ場			358	130,475							0	130,475			0	130,475			130,475
磯津第6地下ポンプ場			5	108,001							108,001	108,001			108,001	108,001			108,001
富田床元町28区画地下ポンプ場											0	0			0	0	2,349	341,520	341,520
安島地下ポンプ場											29,666	29,666			29,666	29,666	6,279	614,007	643,673
納屋連河地下ポンプ場											26,400	26,400			26,400	26,400	13,909	1,173,609	1,200,009
富田一丁目雨水調整池			47	172,125							29,954	292,079			29,954	292,079			292,079
富田四丁目雨水調整池			351	120,622							30,024	150,646			30,024	150,646			150,646
別名六丁目雨水調整池			373	103,263							35,148	138,411			35,148	138,411			138,411
日永西一丁目雨水調整池			499	106,014							29,910	135,924			29,910	135,924			135,924
三海通り第1地下ポンプ場											109,032	109,032			109,032	109,032	17,786	2,859,231	2,968,263
三海通り第2地下ポンプ場											109,032	109,032			109,032	109,032	22,753	2,849,154	2,958,186
諏訪公園雨水調整池	137	8,534			1	69,449					248,429	326,412			248,429	326,412	103,792	6,580,588	6,907,000
中央通り貯留管排水施設	263	13,650			1	26,532					460,944	501,126			460,944	501,126	29,899	2,249,602	2,750,728
阿瀬知雨水1号幹線排水施設											0	0			0	0	31,364	2,868,789	2,868,789
浜田通り貯留管排水施設					7	26,532					55,924	82,456			55,924	82,456	59,106	4,966,840	5,049,296
阿瀬知・常盤貯留管排水施設	952	34,953	6,035	363,131							327,300	725,384			327,300	725,384			725,384
水と緑のせせらぎ広場	3,100	86,131	3,313	78,829	522	378,821	219,000	5,853,870									19,284	529,099	6,926,750
合計	19,086	670,357	188,851	10,720,374	24,583	18,869,466	219,000	5,853,870	171	45,227	25,200	2,725,492	800	116,232	4,704,557	43,705,575	12,845,263	364,874,108	408,579,683

令和6年度 薬品費	高分子凝集剤		次亜ソーダ		苛性ソーダ		ポリ鉄		PAC		消石灰		活性炭		固形塩素		殺虫剤		消臭剤		委託額
	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	円
日永浄化センター第2系統	3,450	1,821,600	148,400	5,713,400			23,300	1,166,164					1,952	1,345,620							10,046,784.0
日永浄化センター第3系統	7,650	4,039,200	56,300	2,167,550			117,000	5,855,852					3,923	2,480,860							14,543,462.0
日永浄化センター第4系統			60,550	2,331,175					240,620	7,496,276			1,664	1,173,520							11,000,971.0
日永浄化センター焼却炉					112,430	4,297,708					3,400	205,700									4,503,408.0
三海通り第1地下ポンプ場																	8	15,620			15,620.0
三海通り第2地下ポンプ場																	10	19,525			19,525.0
諏訪公園雨水調整池																	18	35,145			35,145.0
水と緑のせせらぎ広場			1,000	104,500											15	22,550					127,050.0
合計（実績時間）	11,100	5,860,800	266,250	10,316,625	112,430	4,297,708	140,300	7,022,016	240,620	7,496,276	3,400	205,700	7,539	5,000,000	15	22,550	36	70,290	0	0	40,291,965

注）ユーティリティ費及び薬品費ともに各年度の使用量に対する実績値であり、支払額ではない。

注）年間を通じて使用量及び金額が発生した施設のみ記載。

注）日永浄化センター第2系統のA重油及び軽油以外のユーティリティ費は市が別途契約を行っているため、包括委託範囲外である。

注）日永浄化センター第2系統のA重油及び軽油以外の日永浄化センター第2系統のユーティリティ費は使用量ではなく支払額ベースである。

別添6-2 活性炭 数量・仕様・交換時期等一覧表

活性能量・仕様・交換時期等一覧表						点検及び交換年度				
設置年	機器名	メーカー	形式	型式・仕様等	周期	R9	R10	R11	R12	R13
日永浄化センター 第2系統										
2019	水処理設備脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性1.62㎡/ 酸性1.62㎡/酸性1.22㎡	4年		○			
2016	汚泥処理設備脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性1.22㎡/ アルカリ1.22㎡/酸性1.22㎡	4年			○		
日永浄化センター 第3系統										
2019	水処理設備脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性1.62㎡/ アルカリ1.62㎡/酸性1.62㎡	4年		○			
2016	汚泥処理設備脱臭装置	セイコー化工機	活性炭	中性1.12㎡/ アルカリ1.12㎡/酸性1.12㎡	4年			○		
2004	汚泥処理設備脱臭装置 (旧)	ミウラ化学	活性炭	中性1.23㎡/ アルカリ1.51㎡/酸性1.22㎡	4年			○		
日永浄化センター 第4系統										
2015	ポンプ棟脱臭装置	日立	活性炭	中性1.04㎡/ アルカリ1.04㎡/酸性1.04㎡	4年			○		
2024	ポンプ棟脱臭装置	荏原	活性炭	中性0.81㎡/ 酸性0.8㎡/酸性0.8㎡	4年		○			
智積汚水中継ポンプ場										
1998	脱臭装置	日本化成	活性炭	中性0.18㎡/ アルカリ0.39㎡/酸性0.18㎡	4年		○			
中央ポンプ場										
2012	脱臭装置	セイコー化工機	活性炭	中性0.52㎡/ アルカリ0.52㎡/酸性0.52㎡	4年	○				○
泊汚水中継ポンプ場										
2001	脱臭装置	ミウラ化学	活性炭	中性0.26㎡/ アルカリ0.33㎡/酸性0.26㎡	4年		○			
采女汚水中継ポンプ場										
2006	脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性0.176㎡/ アルカリ0.338㎡/ 酸性0.176㎡	4年	○				○
南部1汚水中継ポンプ場										
2012	脱臭装置	セイコー化工機	活性炭	中性0.18㎡/ アルカリ0.18㎡/酸性0.18㎡	4年	○				○
南部2汚水中継ポンプ場										
2012	脱臭装置	セイコー化工機	活性炭	中性0.18㎡/ アルカリ0.18㎡/酸性0.18㎡	4年	○				○
納屋滞水池										
2013	脱臭装置	荏原実業	活性炭	脱臭フィルター酸性ガス：45枚中性ガス：180枚	4年	○				○
阿瀬知常盤貯留管排水施設										
2013	脱臭装置 (MG)	荏原実業	活性炭	脱臭フィルター酸性ガス：12枚中性ガス：48枚	4年				○	
2013	脱臭装置 (MP)	荏原実業	活性炭	脱臭フィルター酸性ガス：12枚中性ガス：48枚	4年				○	
中央通り貯留管排水施設										
2009	脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性0.55㎡/ アルカリ0.55㎡/酸性0.55㎡	4年	○				○
波木汚水中継ポンプ場										
2022	脱臭装置	荏原実業	活性炭	中性0.24㎡/ アルカリ0.24㎡/ 酸性0.24㎡	4年					
浜田通り貯留管排水施設										
2022	脱臭装置	荏原実業	活性炭	脱臭フィルター酸性ガス：45枚中性ガス：180枚	4年					

※型式・仕様等に記載のものは各メーカーにヒアリングを実施し、委託者と協議の上、現状に適したものとすること。